

第23号議案

品川区手数料条例の一部を改正する条例について

◆改正理由

食品衛生法の改正および農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の施行に伴い、事務が変更となるため関係する手数料を改正する。

1. 食品衛生法等に基づく営業許可申請手数料の改正

(1) 概要 (別紙1)

食品衛生法改正により営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設が行われ、営業許可業種が現在の34業種から32業種に見直された。これに伴い、東京都が独自で営業許可および届出を定めていた食品製造業等取締条例が廃止された。これらの営業許可制度の改正に当たり、現行の手数料を新制度に合わせ改正する。

(2) 手数料改正の方針 (別紙2)

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により、食品等事業者の経営状況は悪化しているため、新規および更新の申請について、現行の手数料を据え置く考え方を基本とし、新たに規定された業種は東京都の手数料と同額にする。

なお品川区手数料条例改正後は、新型コロナウイルス感染症の状況、社会情勢および都区市の手数料改正状況等を鑑みつつ、業務内容などによる積算に基づき、再度許可申請手数料を見直す。

② 経過措置

改正による手数料の変更により、既存の事業者が不利とならない取扱いとするため、営業許可を既に取得している事業者が、従前の営業を継続するための許可申請に対する手数料は、更新手数料を適用する。(付則①)

改正後の更新手数料が、改正前より高額となる場合、改正前の更新手数料を適用する。(付則②)

③ 改正後手数料

上記①、②に基づき、別紙3-1の手数料一覧のとおりとする。

④ 施行期日

令和3年6月1日

2. 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(以下「輸出促進法」という。)に基づく輸出証明書の発行手数料等の規定

(1) 概要

我が国で生産された農林水産物・食品の輸出の促進を図るため、輸出促進法が令和2年4月1日に施行され、今まで法律に規定がされていなかった、輸出証明書の発行および適合施設の認定について新たに規定された。これに伴い、輸出証明書の発行および適合施設の認定について手数料を規定する。

(2) 手数料改正の方針

- ① 当該事務については、輸出先ごとに事務内容に大きな差がなく、また、国と品川区とで行う事務内容は同じである。そのため、国が定める手数料と同額にする。

② 改正後手数料

ア 輸出証明書の発行手数料 870円

※従前は区の諸証明手数料(300円)で対応。

イ 適合施設の認定申請手数料 20,900円

(書類審査のみで認定する場合は、10,400円)

③ 施行期日

令和3年4月1日

食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年6月13日公布）の概要

改正の趣旨

- 我が国の食をとりまく環境変化や国際化等に対応し、食品の安全を確保するため、広域的な食中毒事案への対策強化、事業者による衛生管理の向上、食品による健康被害情報等の把握や対応を的確に行うとともに、国際整合的な食品用器具等の衛生規制の整備、実態等に応じた営業許可・届出制度や食品リコール情報の報告制度の創設等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 広域的な食中毒事案への対策強化

国や都道府県等が、広域的な食中毒事案の発生や拡大防止等のため、相互に連携や協力を行うこととともに、厚生労働大臣が、関係者で構成する広域連携協議会を設置し、緊急を要する場合には、当該協議会を活用し、対応に努めることとする。

2. HACCP（ハサップ）*に沿った衛生管理の制度化

原則として、すべての食品等事業者に、一般衛生管理に加え、HACCPに沿った衛生管理の実施を求める。ただし、規模や業種等を考慮した一定の営業者については、取り扱う食品の特性等に応じた衛生管理とする。

* 事業者が食中毒菌汚染等の危害要因を把握した上で、原材料の入荷から製品出荷までの全工程の中で、危害要因を除去低減させるために特に重要な工程を管理し、安全性を確保する衛生管理手法。先進国を中心に義務化が進められている。

3. 特別の注意を必要とする成分等を含む食品による健康被害情報の収集

健康被害の発生を未然に防止する見地から、特別の注意を必要とする成分等を含む食品について、事業者から行政への健康被害情報の届出を求める。

4. 国際整合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備

食品用器具・容器包装について、安全性を評価した物質のみ使用可能とするポジティブリスト制度の導入等を行う。

5. 営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設

実態に応じた自主回収を行う場合に、自治体へ報告する仕組みの構築を行う。

6. 食品リコール情報の報告制度の創設

営業者が自主回収を行う場合に、自治体へ報告する仕組みの構築を行う。

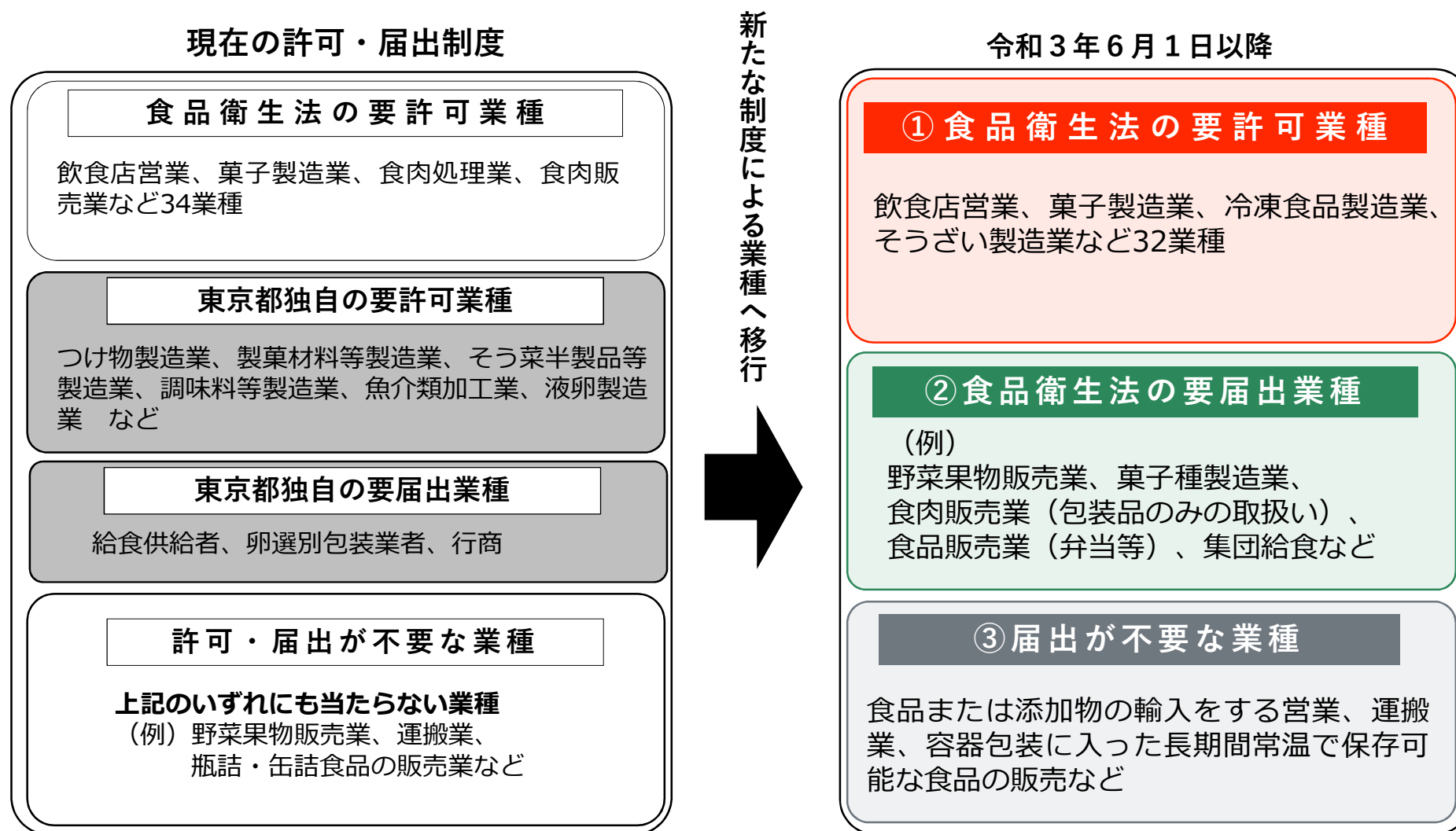
7. その他（乳製品・水産食品の衛生証明書の添付等の輸入要件化、自治体等の食品輸出関係事務に係る規定の創設等）

施行期日

公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日（ただし、1. は1年、5. および6. は3年）

営業許可制度の見直しおよび営業届出制度の創設（概要）

- 平成30年の食品衛生法の改正に伴い、**営業許可業種が見直された**（下図の右側①）
- 営業許可の対象でない場合であっても、**管轄の保健所への届出**が必要な場合がある。（下図の右側②）
※一部の業種については届出も不要。（下図の右側③）
- 新たな制度は**令和3年6月1日から始まる**。
- 東京都独自の条例（食品製造業等取締条例）による許可・届出制度は廃止される。（下図の左側のグレー部分）



改正前後の営業許可業種一覧

改正前法令許可業種（34業種）

- | | |
|---------------|----------------|
| 1 飲食店営業 | 19 清涼飲料水製造業 |
| 2 喫茶店営業 | 20 乳酸菌飲料製造業 |
| 3 菓子製造業 | 21 冰雪製造業 |
| 4 あん類製造業 | 22 冰雪販売業 |
| 5 アイスクリーム類製造業 | 23 食用油脂製造業 |
| 6 乳処理業 | 24 マーガリン又は |
| 7 特別牛乳搾取処理業 | ショートニング製造業 |
| 8 乳製品製造業 | 25 みそ製造業 |
| 9 集乳業 | 26 しょうゆ製造業 |
| 10 乳類販売業 | 27 ソース類製造業 |
| 11 食肉処理業 | 28 酒類製造業 |
| 12 食肉販売業 | 29 豆腐製造業 |
| 13 食肉製品製造業 | 30 納豆製造業 |
| 14 魚介類販売業 | 31 麺類製造業 |
| 15 魚介類競り売り営業 | 32 そうざい製造業 |
| 16 魚肉練り製品製造業 | 33 缶詰又は瓶詰食品製造業 |
| 17 食品の冷凍又は冷蔵業 | 34 添加物製造業 |
| 18 食品の放射線照射業 | |



改正後法令業種（32業種）

- | | |
|--|---------------|
| 1 飲食店営業 | 21 酒類製造業 |
| 2 調理の機能を有する
自動販売機により食品を調理し、
調理された食品を販売する営業 | 22 豆腐製造業 |
| 3 食肉販売業 | 23 納豆製造業 |
| 4 魚介類販売業 | 24 麺類製造業 |
| 5 魚介類競り売り営業 | 25 そうざい製造業 |
| 6 集乳業 | 26 複合型そうざい製造業 |
| 7 乳処理業 | 27 冷凍食品製造業 |
| 8 特別牛乳搾取処理業 | 28 複合型冷凍食品製造業 |
| 9 食肉処理業 | 29 漬物製造業 |
| 10 食品の放射線照射業 | 30 密封包装食品製造業 |
| 11 菓子製造業 | 31 食品の小分け業 |
| 12 アイスクリーム類製造業 | 32 添加物製造業 |
| 13 乳製品製造業 | |
| 14 清涼飲料水製造業 | |
| 15 食肉製品製造業 | |
| 16 水産製品製造業 | |
| 17 冰雪製造業 | |
| 18 液卵製造業 | |
| 19 食用油脂製造業 | |
| 20 みそ又はしょうゆ製造業 | |

改正前都条例許可業種（廃止）

- | | |
|--------------|-----------|
| 1 弁当等人力販売業 | 6 調味料等製造業 |
| 2 つけ物製造業 | 7 魚介類加工業 |
| 3 製菓材料等製造業 | 8 食料品等販売業 |
| 4 粉末食品製造業 | |
| 5 そう菜半製品等製造業 | |

◎本則の考え方（その1）

※現行の手数料額を据え置き、一部業種については東京都の手数料と同額にする。

1、主な食品の取扱範囲が変わらず業種名に変更がないもの（飲食店営業、菓子製造業、食肉販売業 等）

業種の例		現行手数料（円）
【法許可】 飲食店営業	新規	18,300
	更新	8,900

現行の飲食店と同じく、店舗での調理品をその場で食べさせる営業（テイクアウト、出前を含む）

業種の例		改正手数料（円）
【法許可】 飲食店営業	新規	18,300
	更新	8,900

※現行業種の手数料を据え置く。

業種の例		現行手数料（円）
【法許可】 喫茶店営業	新規	11,500
	更新	5,700

喫茶店営業は廃止、飲食店営業に統合

業種の例		現行手数料（円）
【条例許可】 つけ物製造業	新規	13,200
	更新	7,800

漬物を製造する営業
条例業種から法令業種に変わる。

業種の例		改正手数料（円）
【法許可】 つけ物製造業	新規	13,200
	更新	7,800

※条例業種の手数料を据え置く

2、食品の小分け業

業種の例		現行手数料（円）
【法許可】 菓子製造業 等	新規	16,800～ 25,200
	更新	8,400～ 12,600

製造された製品を仕入れ、小分けする営業

業種の例		改正手数料（円）
【法許可】 食品の小分け業	新規	16,800
	更新	8,400

※法令許可業種の内、
金額の低い手数料を据え置く

業種の例		現行手数料（円）
【条例許可】 つけ物製造業 等	新規	13,200
	更新	7,800

◎本則の考え方（その2）

3、食品の取扱範囲の変更に伴い、業種名が変わるもの（水産製品製造業、密封包装食品製造業 等）

業種の例		現行手数料（円）
【法許可】 ソース類製造業	新規	19,200
	更新	9,600

容器包装に密封され常温で保存が可能なるものを製造する施設が対象

業種の例		現行手数料（円）
【法許可】 缶詰又はびん詰 食品製造業	新規	25,200
	更新	12,600

缶詰またはびん詰食品の製造

業種の例		現行手数料（円）
【条例許可】 調味料等製造業	新規	13,200
	更新	7,800

容器包装に密封され常温で保存が可能なるものを製造する施設が対象

業種の例		改正手数料（円）
【法許可】 密封包装食品 製造業	新規	19,200
	更新	9,600

※法令許可業種の内、
金額の低い手数料を据え置く

4、調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業、複合型そうざい製造業および複合型冷凍食品製造業

業種の例		改正手数料（円）
【法許可】 調理の機能を有する 自動販売機により食品 を調理し、調理された 食品を販売する営業	新規	7,200
	更新	5,100

業種の例		改正手数料（円）
【法許可】 複合型そうざい製造業 もしくは 複合型冷凍食品製造業	新規	35,200
	更新	23,300

※東京都手数料と同額とする。

◎付則の考え方

※既存営業者が施行後の許可申請を行う場合は、

付則①：更新手数料を適用する。

付則②：改正前後の更新手数料で安い金額を適用する。

【例：改正後、飲食店営業の許可を取得する施設】

現行手数料

業種の例		現行手数料 (円)
【法許可】 飲食店営業	新規	18,300
	更新	8,900

業種の例		現行手数料 (円)
【法許可】 喫茶店営業	新規	11,500
	更新	5,700

改正後の本則手数料

業 種		改正手数料 (円)
【法許可】 飲食店営業	新規	18,300
	更新	8,900

付則により 適用となる金額

付則① 更新手数料を適用

適用する額：8,900円

※新旧対照表付則参照
(別紙4 P10)

付則① 更新手数料を適用
付則② 安い金額を適用

適用する額：5,700円

※新旧対照表付則参照
(別紙4 P10、11)

飲食店営業等許可申請手数料の改正後の手数料一覧(本則)

別紙3-1

(単位: 円)

件 名			手数料額
1	飲食店営業	新規	18,300
		更新	8,900
	飲食店営業 (移動または臨時)	新規	5,600
		更新	2,700
2	調理の機能を有する自動販売機 により食品を調理し、調理され た食品を販売する営業	新規	7,200
		更新	5,100
3	食肉販売業	新規	11,500
		更新	5,700
4	魚介類販売業	新規	11,500
		更新	5,700
5	魚介類競り売り営業	新規	25,200
		更新	12,600
6	集乳業	新規	11,500
		更新	5,700
7	乳処理業	新規	25,200
		更新	12,600
8	特別牛乳搾取処理業	新規	25,200
		更新	12,600
9	食肉処理業	新規	25,200
		更新	12,600
10	食品の放射線照射業	新規	25,200
		更新	12,600
11	菓子製造業	新規	16,800
		更新	8,400
12	アイスクリーム類製造業	新規	16,800
		更新	8,400
13	乳製品製造業	新規	25,200
		更新	12,600
14	清涼飲料水製造業	新規	25,200
		更新	12,600
15	食肉製品製造業	新規	25,200
		更新	12,600
16	水産製品製造業	新規	19,200
		更新	9,600
17	氷雪製造業	新規	25,200
		更新	12,600
18	液卵製造業	新規	13,200
		更新	7,800
19	食用油脂製造業	新規	25,200
		更新	12,600
20	みそ又はしょうゆ製造業	新規	19,200
		更新	9,600
21	酒類製造業	新規	19,200
		更新	9,600

件 名			手数料額
22	豆腐製造業	新規	16,800
		更新	8,400
23	納豆製造業	新規	16,800
		更新	8,400
24	麺類製造業	新規	16,800
		更新	8,400
25	そうざい製造業	新規	25,200
		更新	12,600
26	複合型そうざい製造業	新規	35,200
		更新	23,300
27	冷凍食品製造業	新規	25,200
		更新	12,600
28	複合型冷凍食品製造業	新規	35,200
		更新	23,300
29	漬物製造業	新規	13,200
		更新	7,800
30	密封包装食品製造業	新規	19,200
		更新	9,600
31	食品の小分け業	新規	16,800
		更新	8,400
32	添加物製造業	新規	25,200
		更新	12,600

飲食店営業等許可申請手数料の改正前の手数料一覧

別紙3-2

【食品衛生法に基づく許可】

(単位：円)

件 名			手数料額
1	飲食店営業	新規	18,300
		更新	8,900
	飲食店営業 (移動または臨時)	新規	5,600
		更新	2,700
2	喫茶店営業	新規	11,500
		更新	5,700
3	菓子製造業	新規	16,800
		更新	8,400
	菓子製造業 (移動または臨時)	新規	5,500
		更新	2,700
4	あん類製造業	新規	16,800
		更新	8,400
5	アイスクリーム類製造業	新規	16,800
		更新	8,400
6	乳処理業	新規	25,200
		更新	12,600
7	特別牛乳搾取処理業	新規	25,200
		更新	12,600
8	乳製品製造業	新規	25,200
		更新	12,600
9	集乳業	新規	11,500
		更新	5,700
10	乳類販売業	新規	11,500
		更新	5,700
11	食肉処理業	新規	25,200
		更新	12,600
12	食肉販売業	新規	11,500
		更新	5,700
13	食肉製品製造業	新規	25,200
		更新	12,600
14	魚介類販売業	新規	11,500
		更新	5,700
15	魚介類せり売り営業	新規	25,200
		更新	12,600
16	魚肉ねり製品製造業	新規	19,200
		更新	9,600
17	食品の冷凍または冷蔵業	新規	25,200
		更新	12,600
18	食品の放射線照射業	新規	25,200
		更新	12,600
19	清涼飲料水製造業	新規	25,200
		更新	12,600
20	乳酸菌飲料製造業	新規	16,800
		更新	8,400

件 名			手数料額
21	氷雪製造業	新規	25,200
		更新	12,600
22	氷雪販売業	新規	15,800
		更新	8,200
23	食用油脂製造業	新規	25,200
		更新	12,600
24	マーガリンまたは ショートニング製造業	新規	25,200
		更新	12,600
25	みそ製造業	新規	19,200
		更新	9,600
26	しょう油製造業	新規	19,200
		更新	9,600
27	ソース類製造業	新規	19,200
		更新	9,600
28	酒類製造業	新規	19,200
		更新	9,600
29	豆腐製造業	新規	16,800
		更新	8,400
30	納豆製造業	新規	16,800
		更新	8,400
31	めん類製造業	新規	16,800
		更新	8,400
32	そうざい製造業	新規	25,200
		更新	12,600
33	缶詰または瓶詰食品製造業	新規	25,200
		更新	12,600
34	添加物製造業	新規	25,200
		更新	12,600

【食品製造業等取締条例に基づく許可】

件 名			手数料額
35	行商人の鑑札および記章の 交付手数料	新規	1,800
		再交付	1,100
36	弁当等人力販売業	新規	8,800
		更新	5,400
37	弁当等人力販売業の許可済 証の交付手数料	新規	1,400
		再交付	1,100
38	食品製造業等(※) 許可申請手数料	新規	13,200
		更新	7,800

※つけ物製造業、製菓材料等製造業、粉末食品製造業、そう菜半製品等製造業、調味料等製造業、魚介類加工業、食料品等販売業、液卵製造業

品川区手数料条例新旧対照表(案)(6月1日施行分)

別紙 4

【第2条による改正】

新				旧			
(4) 健康推進部関係				(4) 健康推進部関係			
事務	名称	金額	徴収時期	事務	名称	金額	徴収時期
1 食品衛生法(昭和22年法律第233号)第55条第1項および食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第35条の規定に基づく飲食店営業その他公衆衛生に与える影響が著しい営業(卸売市場法(昭和46年法律第35号)に規定する卸売市場(花きの卸売のために開設されるものを除く。以下「卸売市場」という。)における営業を除く。)の許可の申請に対する審査	飲食店営業等許可申請手数料	(1) 飲食店(移動飲食店または臨時飲食店を除く。)営業 18,300円(更新の場合にあっては、8,900円) (2) 移動飲食店営業または臨時飲食店営業 5,600円(更新の場合にあっては、2,700円) (3) 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業 7,200円(更新の場合にあっては、5,100円)	許可申請のとき。	1 食品衛生法(昭和22年法律第233号)第52条第1項および食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第35条の規定に基づく飲食店営業その他公衆衛生に与える影響が著しい営業(卸売市場法(昭和46年法律第35号)に規定する卸売市場の場外および卸売市場法施行令(昭和46年政令第221号)に規定する花き市場の場内(以下「卸売市場外」という。)における営業に限る。)の許可の申請に対する審査	飲食店営業等許可申請手数料	(1) 飲食店(移動飲食店または臨時飲食店を除く。)営業 18,300円(更新の場合にあっては、8,900円) (2) 移動飲食店営業または臨時飲食店営業 5,600円(更新の場合にあっては、2,700円) (3) 喫茶店営業 11,500円(更新の場合にあっては、5,700円)	許可申請のとき。

新					旧				
			(4) <u>食肉販売業</u> <u>11,500</u> 円(更新の場合にあっては、 <u>5,700</u> 円)				(4) <u>菓子製造業</u> <u>(移動菓子製造業または臨時菓子製造業を除く。)</u> <u>16,800</u> 円(更新の場合にあっては、 <u>8,400</u> 円)		
			(5) <u>魚介類販売業</u> <u>11,500</u> 円 (更新の場合にあっては、 <u>5,700</u> 円)				(5) <u>移動菓子製造業または臨時菓子製造業</u> <u>5,500</u> 円(更新の場合にあっては、 <u>2,700</u> 円)		
			(6) <u>魚介類競り売り営業</u> <u>25,200</u> 円(更新の場合にあっては、 <u>12,600</u> 円)				(6) <u>あん類製造業</u> <u>16,800</u> 円 (更新の場合にあっては、 <u>8,400</u> 円)		
			(7) <u>集乳業</u> <u>11,500</u> 円(更新の場合にあっては、 <u>5,700</u> 円)				(7) <u>アイスクリーム類製造業</u> <u>16,800</u> 円(更新の場合にあっては、 <u>8,400</u> 円)		
			(8) 乳処理業 25,200 円(更新の場合にあっては、12,600 円)				(8) 乳処理業 25,200 円(更新の場合にあっては、12,600 円)		

新					旧				
			(9) 特別牛乳搾取処理業 25,200 円(更新の場合にあつては、12,600 円)				(9) 特別牛乳搾取処理業 25,200 円(更新の場合にあつては、12,600 円)		
			(10) <u>食肉処理業</u> 25,200 円(更新の場合にあつては、12,600 円)				(10) <u>乳製品製造業</u> 25,200 円 (更新の場合にあつては、12,600 円)		
			(11) <u>食品の放射線照射業</u> <u>25,200</u> 円(更新の場合にあつては、 <u>12,600</u> 円)				(11) <u>集乳業</u> <u>11,500</u> 円(更新の場合にあつては、 <u>5,700</u> 円)		
			(12) <u>菓子製造業</u> <u>16,800</u> 円(更新の場合にあつては、 <u>8,400</u> 円)				(12) <u>乳類販売業</u> <u>11,500</u> 円(更新の場合にあつては、 <u>5,700</u> 円)		
			(13) <u>アイスクリーム類製造業</u> <u>16,800</u> 円(更新の場合にあつては、 <u>8,400</u> 円)				(13) <u>食肉処理業</u> <u>25,200</u> 円(更新の場合にあつては、 <u>12,600</u> 円)		
			(14) <u>乳製品製造業</u> <u>25,200</u> 円				(14) <u>食肉販売業</u> <u>11,500</u> 円(更新		

新					旧				
			(更新の場合にあつては、 <u>12,600</u> 円)				の場合にあつては、 <u>5,700</u> 円)		
			(15) <u>清涼飲料水製造業</u> 25,200 円(更新の場合にあつては、 12,600 円)				(15) <u>食肉製品製造業</u> 25,200 円(更新の場合にあつては、 12,600 円)		
			(16) <u>食肉製品製造業</u> 25,200 円(更新の場合にあつては、 <u>12,600</u> 円)				(16) <u>魚介類販売業</u> 11,500 円(更新の場合にあつては、 <u>5,700</u> 円)		
			(17) <u>水産製品製造業</u> 19,200 円(更新の場合にあつては、 <u>9,600</u> 円)				(17) <u>魚介類せり売り営業</u> 25,200 円(更新の場合にあつては、 <u>12,600</u> 円)		
			(18) <u>氷雪製造業</u> 25,200 円(更新の場合にあつては、 <u>12,600</u> 円)				(18) <u>魚肉ねり製品製造業</u> 19,200 円(更新の場合にあつては、 <u>9,600</u> 円)		
			(19) <u>液卵製造業</u> 13,200 円(更新の場合にあつては、 <u>7,800</u> 円)				(19) <u>食品の冷凍または冷蔵業</u> 25,200 円(更新の場合にあつては、 <u>7,800</u> 円)		

新					旧					
			(20) <u>食用油脂製造業</u> 25,200 円(更新の場合にあつては、12,600 円)					ては、 <u>12,600</u> 円)		
			(21) <u>みそ又はしょうゆ製造業</u> <u>19,200</u> 円(更新の場合にあつては、 <u>9,600</u> 円)					(20) <u>食品の放射線照射業</u> 25,200 円(更新の場合にあつては、12,600 円)		
			(22) <u>酒類製造業</u> <u>19,200</u> 円(更新の場合にあつては、 <u>9,600</u> 円)					(21) <u>清涼飲料水製造業</u> <u>25,200</u> 円(更新の場合にあつては、 <u>12,600</u> 円)		
			(23) <u>豆腐製造業</u> <u>16,800</u> 円(更新の場合にあつては、 <u>8,400</u> 円)					(22) <u>乳酸菌飲料製造業</u> <u>16,800</u> 円(更新の場合にあつては、 <u>8,400</u> 円)		
			(24) <u>納豆製造業</u> <u>16,800</u> 円(更新の場合にあつては、 <u>8,400</u> 円)					(23) <u>氷雪製造業</u> <u>25,200</u> 円(更新の場合にあつては、 <u>12,600</u> 円)		
								(24) <u>氷雪販売業</u> <u>15,800</u> 円(更新の場合にあつては、 <u>8,200</u> 円)		

新					旧				
			(25) <u>麺類製造業</u> <u>16,800</u> 円(更新の場合にあっては、<u>8,400</u> 円)				(25) <u>食用油脂製造業</u> <u>25,200</u> 円(更新の場合にあっては、<u>12,600</u> 円)		
			(26) <u>そうざい製造業</u> <u>25,200</u> 円(更新の場合にあっては、<u>12,600</u> 円)				(26) <u>マーガリンまたはショートニング製造業</u> <u>25,200</u> 円(更新の場合にあっては、<u>12,600</u> 円)		
			(27) <u>複合型そうざい製造業</u> <u>35,200</u> 円(更新の場合にあっては、<u>23,300</u> 円)				(27) <u>みそ製造業</u> <u>19,200</u> 円(更新の場合にあっては、<u>9,600</u> 円)		
			(28) <u>冷凍食品製造業</u> <u>25,200</u> 円(更新の場合にあっては、<u>12,600</u> 円)				(28) <u>しょう油製造業</u> <u>19,200</u> 円(更新の場合にあっては、<u>9,600</u> 円)		
			(29) <u>複合型冷凍食品製造業</u> <u>35,200</u> 円(更新の場合にあっては、<u>23,300</u> 円)				(29) <u>ソース類製造業</u> <u>19,200</u> 円(更新の場合にあっては、<u>9,600</u> 円)		

新					旧				
			(30) <u>漬物製造業</u> <u>13,200</u> 円(更新の場合にあつては、<u>7,800</u> 円) (31) <u>密封包装食品製造業</u> <u>19,200</u> 円(更新の場合にあつては、<u>9,600</u> 円) (32) <u>食品の小分け業</u> 16,800 円(更新の場合にあつては、8,400 円) (33) <u>添加物製造業</u> <u>25,200</u> 円(更新の場合にあつては、<u>12,600</u> 円)					(30) <u>酒類製造業</u> <u>19,200</u> 円(更新の場合にあつては、<u>9,600</u> 円) (31) <u>豆腐製造業</u> <u>16,800</u> 円(更新の場合にあつては、<u>8,400</u> 円) (32) <u>納豆製造業</u> 16,800 円(更新の場合にあつては、8,400 円) (33) <u>めん類製造業</u> <u>16,800</u> 円(更新の場合にあつては、<u>8,400</u> 円) (34) <u>そうざい製造業</u> <u>25,200</u> 円(更新の場合にあつては、<u>12,600</u> 円) (35) <u>缶詰または瓶詰食品製造業</u> <u>25,200</u> 円	

新					旧				
							(更新の場合にあつては、 <u>12,600</u> 円)		
2～45 (略)					2～45 (略)				
46	削除				46	食品製造業等取締条例(昭和 28 年東京都条例第 111 号)第 3 条の規定に基づく卸売市場外における行商人に対する鑑札および記章の交付(更新を含む。)	行商人の鑑札および記章の交付手数料	1 業種につき 1,800 円(再交付の場合にあつては、1 件につき <u>1,100</u> 円)	届出のとき。
47	削除				47	食品製造業等取締条例第 5 条の規定に基づく弁当等人力販売業(卸売市場外における営業に限る。)の許可の申請に対する審査	弁当等人力販売業許可申請手数料	8,800 円(更新の場合にあつては、 <u>5,400</u> 円)	許可申請のとき。
47 の 2	削除				47 の 2	食品製造業等取締条例第 5 条の 2 の規定に基づく卸売市場外における弁当等人力販	弁当等人力販売業者の許可	1,400 円(再交付の場合にあつては、 <u>1,100</u> 円)	交付申請のとき。

新					旧				
					<u>売業者に対する許可済証の交付</u>	<u>済証の交付手数料</u>			
47 の 3	<u>削除</u>				<u>47 の 3 食品製造業等取締条例第 5 条の 3 の規定に基づく食品製造業等(卸売市場外における営業に限る。)の許可の申請に対する審査</u>	<u>食品製造業等許可申請手数料</u>	<u>1 業種につき 13,200 円(更新の場合にあっては、7,800 円)</u>	<u>許可申請のとき。</u>	
46	現行のとおり				48 (略)				
47	現行のとおり				49 (略)				
48	現行のとおり				50 (略)				
49	現行のとおり				51 (略)				
50	現行のとおり				52 (略)				
51	現行のとおり				53 (略)				
52	現行のとおり				54 (略)				
(5) ～ (7) 現行のとおり					(5) ～ (7) (略)				

【改正付則】

<u>付 則</u> <u>(施行期日)</u>	
<u>1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。</u>	
<u>(1) 第 1 条 (次号に掲げる規定を除く。) の規定 公布の日</u>	
<u>(2) 第 1 条中別表(4)の表に 2 項を加える改正規定および別表(5)の表60の 2 の項から60の 7 の項までの改正規定 令和 3 年 4 月 1 日</u>	

(3) 第2条、次項および付則第3項の規定 令和3年6月1日 (食品衛生法の規定による許可を受けて営業を行っている者に係る経過措置)				
2 第2条の規定の施行の際現に食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号。以下「改正法」という。）第2条の規定による改正前の食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項の許可を受けて次の表の第1欄に掲げる営業を行っている者が、当該許可に係る営業を継続するために同表の第2欄に掲げる営業に係る改正法第2条の規定による改正後の食品衛生法（以下「新食品衛生法」という。）第55条第1項の許可の申請を行う場合は、当該申請に係る手数料に関する第2条の規定による改正後の別表(4)の表1の項の規定の適用については、次の表の第3欄に掲げる規定中同表の第4欄に掲げる字句は、同表の第5欄に掲げる字句とする。				
飲食店（移動飲食店、臨時飲食店または自動販売機によるものを除く。）営業	飲食店（移動飲食店または臨時飲食店を除く。）営業	別表(4)の表1の項金額の欄第1号	18,300円（更新の場合にあっては、8,900円）	8,900円
	そうざい製造業	別表(4)の表1の項金額の欄第26号	25,200円（更新の場合にあっては、12,600円）	8,900円
移動飲食店営業または臨時飲食店営業	移動飲食店営業または臨時飲食店営業	別表(4)の表1の項金額の欄第2号	5,600円（更新の場合にあっては、2,700円）	2,700円
飲食店（自動販売機によるものに限る。）営業	調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	別表(4)の表1の項金額の欄第3号	7,200円（更新の場合にあっては、5,100円）	5,100円
喫茶店（自動販	飲食店（移動飲	別表(4)の	18,300円	5,700円

<u>売機によるものを除く。）営業</u>	<u>食店または臨時飲食店を除く。）営業</u>	<u>表１の項金額の欄第１号</u>	<u>（更新の場合にあっては、８，９００円）</u>	
<u>喫茶店（自動販売機によるものに限る。）営業</u>	<u>調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業</u>	<u>別表（４）の表１の項金額の欄第３号</u>	<u>７，２００円（更新の場合にあっては、５，１００円）</u>	<u>５，１００円</u>
<u>菓子製造業（移動菓子製造業または臨時菓子製造業を除く。）</u>	<u>飲食店（移動飲食店または臨時飲食店を除く。）営業</u>	<u>別表（４）の表１の項金額の欄第１号</u>	<u>１８，３００円（更新の場合にあっては、８，９００円）</u>	<u>８，４００円</u>
	<u>菓子製造業</u>	<u>別表（４）の表１の項金額の欄第１２号</u>	<u>１６，８００円（更新の場合にあっては、８，４００円）</u>	<u>８，４００円</u>
	<u>食品の小分け業</u>	<u>別表（４）の表１の項金額の欄第３２号</u>	<u>１６，８００円（更新の場合にあっては、８，４００円）</u>	<u>８，４００円</u>
<u>移動菓子製造業または臨時菓子製造業</u>	<u>移動飲食店営業または臨時飲食店営業</u>	<u>別表（４）の表１の項金額の欄第２号</u>	<u>５，６００円（更新の場合にあっては、２，７００円）</u>	<u>２，７００円</u>
<u>あん類製造業</u>	<u>菓子製造業</u>	<u>別表（４）の表１の項金額の欄第１２号</u>	<u>１６，８００円（更新の場合にあっては、８，４００円）</u>	<u>８，４００円</u>

	<u>食品の小分け業</u>	<u>別表(4)の表1の項金額の欄第32号</u>	<u>16,800円</u> <u>(更新の場合にあつては、8,400円)</u>	<u>8,400円</u>	
<u>アイスクリーム類製造業</u>	<u>飲食店(移動飲食店または臨時飲食店を除く。)営業</u>	<u>別表(4)の表1の項金額の欄第1号</u>	<u>18,300円</u> <u>(更新の場合にあつては、8,900円)</u>	<u>8,400円</u>	
	<u>アイスクリーム類製造業</u>	<u>別表(4)の表1の項金額の欄第13号</u>	<u>16,800円</u> <u>(更新の場合にあつては、8,400円)</u>	<u>8,400円</u>	
<u>乳処理業</u>	<u>乳処理業</u>	<u>別表(4)の表1の項金額の欄第8号</u>	<u>25,200円</u> <u>(更新の場合にあつては、12,600円)</u>	<u>12,600円</u>	
<u>特別牛乳搾取処理業</u>	<u>特別牛乳搾取処理業</u>	<u>別表(4)の表1の項金額の欄第9号</u>	<u>25,200円</u> <u>(更新の場合にあつては、12,600円)</u>	<u>12,600円</u>	
<u>乳製品製造業</u>	<u>乳製品製造業</u>	<u>別表(4)の表1の項金額の欄第14号</u>	<u>25,200円</u> <u>(更新の場合にあつては、12,600円)</u>	<u>12,600円</u>	
	<u>食品の小分け業</u>	<u>別表(4)の表1の項金額の欄第32号</u>	<u>16,800円</u> <u>(更新の場合にあつては、8,400円)</u>	<u>8,400円</u>	

<u>集乳業</u>	<u>集乳業</u>	<u>別表(4)の 表1の項金 額の欄第7 号</u>	<u>11,500円 (更新の場 合にあって は、5,700 円)</u>	<u>5,700円</u>
<u>食肉処理業</u>	<u>食肉処理業</u>	<u>別表(4)の 表1の項金 額の欄第10 号</u>	<u>25,200円 (更新の場 合にあって は、12,600 円)</u>	<u>12,600円</u>
<u>食肉販売業(自 動販売機によ るものを除 く。)</u>	<u>食肉販売業</u>	<u>別表(4)の 表1の項金 額の欄第4 号</u>	<u>11,500円 (更新の場 合にあって は、5,700 円)</u>	<u>5,700円</u>
<u>食肉製品製造 業</u>	<u>食肉製品製造 業</u>	<u>別表(4)の 表1の項金 額の欄第16 号</u>	<u>25,200円 (更新の場 合にあって は、12,600 円)</u>	<u>12,600円</u>
	<u>食品の小分け 業</u>	<u>別表(4)の 表1の項金 額の欄第32 号</u>	<u>16,800円 (更新の場 合にあって は、8,400 円)</u>	<u>8,400円</u>
<u>魚介類販売業</u>	<u>飲食店(移動飲 食店または臨 時飲食店を除 く。)営業</u>	<u>別表(4)の 表1の項金 額の欄第1 号</u>	<u>18,300円 (更新の場 合にあって は、8,900 円)</u>	<u>5,700円</u>
	<u>魚介類販売業</u>	<u>別表(4)の 表1の項金 額の欄第5 号</u>	<u>11,500円 (更新の場 合にあって は、5,700 円)</u>	<u>5,700円</u>
<u>魚介類競り売</u>	<u>魚介類競り売</u>	<u>別表(4)の</u>	<u>25,200円</u>	<u>12,600円</u>

<u>り営業</u>	<u>り営業</u>	<u>表1の項金額の欄第6号</u>	<u>(更新の場合にあっては、12,600円)</u>	
<u>魚肉練り製品製造業</u>	<u>水産製品製造業</u>	<u>別表(4)の表1の項金額の欄第17号</u>	<u>19,200円</u> <u>(更新の場合にあっては、9,600円)</u>	<u>9,600円</u>
	<u>食品の小分け業</u>	<u>別表(4)の表1の項金額の欄第32号</u>	<u>16,800円</u> <u>(更新の場合にあっては、8,400円)</u>	<u>8,400円</u>
<u>食品の冷凍又は冷蔵業</u>	<u>冷凍食品製造業</u>	<u>別表(4)の表1の項金額の欄第28号</u>	<u>25,200円</u> <u>(更新の場合にあっては、12,600円)</u>	<u>12,600円</u>
	<u>食品の小分け業</u>	<u>別表(4)の表1の項金額の欄第32号</u>	<u>16,800円</u> <u>(更新の場合にあっては、8,400円)</u>	<u>8,400円</u>
<u>食品の放射線照射業</u>	<u>食品の放射線照射業</u>	<u>別表(4)の表1の項金額の欄第11号</u>	<u>25,200円</u> <u>(更新の場合にあっては、12,600円)</u>	<u>12,600円</u>
<u>清涼飲料水製造業</u>	<u>清涼飲料水製造業</u>	<u>別表(4)の表1の項金額の欄第15号</u>	<u>25,200円</u> <u>(更新の場合にあっては、12,600円)</u>	<u>12,600円</u>
<u>乳酸菌飲料製造業</u>	<u>乳処理業</u>	<u>別表(4)の表1の項金額の欄第15号</u>	<u>25,200円</u> <u>(更新の場合にあっては、12,600円)</u>	<u>8,400円</u>

		<u>額の欄第8号</u>	<u>合にあっては、12,600円)</u>		
	<u>乳製品製造業</u>	<u>別表(4)の表1の項金額の欄第14号</u>	<u>25,200円(更新の場合にあっては、12,600円)</u>	<u>8,400円</u>	
	<u>清涼飲料水製造業</u>	<u>別表(4)の表1の項金額の欄第15号</u>	<u>25,200円(更新の場合にあっては、12,600円)</u>	<u>8,400円</u>	
<u>氷雪製造業(自動販売機によるものを除く。)</u>	<u>氷雪製造業</u>	<u>別表(4)の表1の項金額の欄第18号</u>	<u>25,200円(更新の場合にあっては、12,600円)</u>	<u>12,600円</u>	
<u>食用油脂製造業</u>	<u>食用油脂製造業</u>	<u>別表(4)の表1の項金額の欄第20号</u>	<u>25,200円(更新の場合にあっては、12,600円)</u>	<u>12,600円</u>	
	<u>食品の小分け業</u>	<u>別表(4)の表1の項金額の欄第32号</u>	<u>16,800円(更新の場合にあっては、8,400円)</u>	<u>8,400円</u>	
<u>マーガリン又はショートニング製造業</u>	<u>食用油脂製造業</u>	<u>別表(4)の表1の項金額の欄第20号</u>	<u>25,200円(更新の場合にあっては、12,600円)</u>	<u>12,600円</u>	
	<u>食品の小分け業</u>	<u>別表(4)の表1の項金額の欄第32号</u>	<u>16,800円(更新の場合にあっては、8,400円)</u>	<u>8,400円</u>	

		号	は、8,400円)	
<u>みそ製造業</u>	<u>みそ又はしょうゆ製造業</u>	別表(4)の表1の項金額の欄第21号	19,200円 (更新の場合にあつては、9,600円)	9,600円
	<u>食品の小分け業</u>	別表(4)の表1の項金額の欄第32号	16,800円 (更新の場合にあつては、8,400円)	8,400円
<u>しょうゆ製造業</u>	<u>みそ又はしょうゆ製造業</u>	別表(4)の表1の項金額の欄第21号	19,200円 (更新の場合にあつては、9,600円)	9,600円
	<u>食品の小分け業</u>	別表(4)の表1の項金額の欄第32号	16,800円 (更新の場合にあつては、8,400円)	8,400円
<u>ソース類製造業</u>	<u>密封包装食品製造業</u>	別表(4)の表1の項金額の欄第31号	19,200円 (更新の場合にあつては、9,600円)	9,600円
<u>酒類製造業</u>	<u>酒類製造業</u>	別表(4)の表1の項金額の欄第22号	19,200円 (更新の場合にあつては、9,600円)	9,600円
<u>豆腐製造業</u>	<u>豆腐製造業</u>	別表(4)の表1の項金額の欄第23号	16,800円 (更新の場合にあつては、8,400円)	8,400円

			円)		
	<u>食品の小分け業</u>	<u>別表(4)の表1の項金額の欄第32号</u>	<u>16,800円</u> <u>(更新の場合にあつては、8,400円)</u>	<u>8,400円</u>	
<u>納豆製造業</u>	<u>納豆製造業</u>	<u>別表(4)の表1の項金額の欄第24号</u>	<u>16,800円</u> <u>(更新の場合にあつては、8,400円)</u>	<u>8,400円</u>	
	<u>食品の小分け業</u>	<u>別表(4)の表1の項金額の欄32号</u>	<u>16,800円</u> <u>(更新の場合にあつては、8,400円)</u>	<u>8,400円</u>	
<u>麺類製造業</u>	<u>麺類製造業</u>	<u>別表(4)の表1の項金額の欄第25号</u>	<u>16,800円</u> <u>(更新の場合にあつては、8,400円)</u>	<u>8,400円</u>	
	<u>食品の小分け業</u>	<u>別表(4)の表1の項金額の欄第32号</u>	<u>16,800円</u> <u>(更新の場合にあつては、8,400円)</u>	<u>8,400円</u>	
<u>そうざい製造業</u>	<u>そうざい製造業</u>	<u>別表(4)の表1の項金額の欄第26号</u>	<u>25,200円</u> <u>(更新の場合にあつては、12,600円)</u>	<u>12,600円</u>	
	<u>食品の小分け業</u>	<u>別表(4)の表1の項金額の欄第32号</u>	<u>16,800円</u> <u>(更新の場合にあつては、8,400円)</u>	<u>8,400円</u>	

<u>缶詰又は瓶詰食品製造業</u>	<u>密封包装食品製造業</u>	<u>別表(4)の表1の項金額の欄第31号</u>	<u>19,200円 (更新の場合にあつては、9,600円)</u>	<u>9,600円</u>
<u>添加物製造業</u>	<u>添加物製造業</u>	<u>別表(4)の表1の項金額の欄第33号</u>	<u>25,200円 (更新の場合にあつては、12,600円)</u>	<u>12,600円</u>

(食品製造業等取締条例の規定による許可を受けて営業を行っている者に係る経過措置)

3 第2条の規定の施行の際現に食品製造業等取締条例を廃止する条例(令和2年東京都条例第71号)による廃止前の食品製造業等取締条例(昭和28年東京都条例第111号)第7条の許可を受けて次の表の第1欄に掲げる営業を行っている者が、当該許可に係る営業を継続するために同表の第2欄に掲げる営業に係る新食品衛生法第55条第1項の許可の申請を行う場合は、当該申請に係る手数料に関する第2条の規定による改正後の別表(4)の表1の項の規定の適用については、次の表の第3欄に掲げる規定中同表の第4欄に掲げる字句は、同表の第5欄に掲げる字句とする。

つけ物製造業	漬物製造業	<u>別表(4)の表1の項金額の欄第30号</u>	<u>13,200円 (更新の場合にあつては、7,800円)</u>	7,800円
	食品の小分け業	<u>別表(4)の表1の項金額の欄第32号</u>	<u>16,800円 (更新の場合にあつては、8,400円)</u>	7,800円
そう菜半製品等製造業	そうざい製造業	<u>別表(4)の表1の項金額の欄第26号</u>	<u>25,200円 (更新の場合にあつては、12,600円)</u>	7,800円

	食品の小分け業	<u>別表（４） の表１の 項金額の 欄第32号</u>	<u>16,800 円 （更新の 場合に あつては、 8,400 円）</u>	7,800 円	
調味料等製造業	密封包装食品製造業	<u>別表（４） の表１の 項金額の 欄第31号</u>	<u>19,200 円 （更新の 場合に あつては、 9,600 円）</u>	7,800 円	
魚介類加工業	水産製品製造業	<u>別表（４） の表１の 項金額の 欄第17号</u>	<u>19,200 円 （更新の 場合に あつては、 9,600 円）</u>	7,800 円	
	食品の小分け業	<u>別表（４） の表１の 項金額の 欄第32号</u>	<u>16,800 円 （更新の 場合に あつては、 8,400 円）</u>	7,800 円	
液卵製造業	液卵製造業	<u>別表（４） の表１の 項金額の 欄第19号</u>	<u>13,200 円 （更新の 場合に あつては、 7,800 円）</u>	7,800 円	

品川区手数料条例新旧対照表(案)(4月1日施行分)

【第1条による改正】

別表 (第2条関係)

(4) 健康推進部関係

事務	名称	金額	徴収時期
1～52 (略)			
53 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第57号)第15条第2項の規定に基づく輸出証明書(農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則(令和二年財務省・厚生労働省・農林水産省令第一号)第四条第一号の衛生証明書に係るものに限る。)の発行	輸出証明書 発行手数料	1通につき870円	発行申請のとき。
54 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第17条第2項の規定に基づく適合施設の認定の申請に対する審査	適合施設認定申請手数料	現地調査を要する場合には20,900円、書類審査のみの場合にあっては10,400円	認定申請のとき。

別表 (第2条関係)

(4) 健康推進部関係

事務	名称	金額	徴収時期
1～52 (略)			
(新設)			
(新設)			

第23号議案 品川区手数料条例の一部を改正する条例

1 改正内容

デジタル手続法改正による住民基本台帳法の一部改正の施行により、住民票の除票等が規定されたことに伴い、交付手数料を新たに定める。

また、所管する事務の実態に合わせて、規定を整備する。

【新設】

- ・住民票の除票および除票記載事項証明書 300円
- ・戸籍の附票の除票 300円

※「除票」…転出（転籍）や死亡などで、その住所（戸籍）に存在しない方の過去の記録。

【変更】

- ・認可地縁団体印鑑登録証明書交付手数料 別表内19から3に変更

2 改正理由

これまで、住民票の除票および戸籍の附票の除票については、住民基本台帳法に明確に規定されておらず、それぞれ、住民基本台帳法に規定される「住民票の写し」および「戸籍の附票の写し」として交付をしてきた。

デジタル手続法により、住民基本台帳法が改正され、住民票の除票および戸籍の附票の除票について、写しの交付の規定が設けられたため。

3 新旧対照表

裏面参照

4 施行期日

公布の日

品川区手数料条例新旧対照表（案）

新				旧			
○品川区手数料条例				○品川区手数料条例			
平成12年3月28日 条例第5号				平成12年3月28日 条例第5号			
<u>付 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>							
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
(2) 地域振興部関係				(2) 地域振興部関係			
事務	名称	金額	徴収時期	事務	名称	金額	徴収時期
1 水難救護法（明治32年法律第95号）第10条第2項の規定に基づく船難報告書に関する認証	遭難船舶認証手数料	300円	申請のとき。	1 水難救護法（明治32年法律第95号）第10条第2項の規定に基づく船難報告書に関する認証	遭難船舶認証手数料	300円	申請のとき。
2 地方自治法第260条の2第12項の規定に基づく同条第10項の規定により告示した事項に関する証明書の交付	認可地縁団体告示事項証明書交付手数料	1通につき300円	交付申請のとき。	2 地方自治法第260条の2第12項の規定に基づく同条第10項の規定により告示した事項に関する証明書の交付	認可地縁団体告示事項証明書交付手数料	1通につき300円	交付申請のとき。
<u>3 品川区認可地縁団体の印鑑登録に関する規則（平成5年品川区規則第1号）第13条第2項の規定に基づく印鑑登録証明書の交付</u>	<u>認可地縁団体印鑑登録証明書交付手数料</u>	<u>1通につき300円</u>	<u>交付申請のとき。</u>				

新				旧			
4 戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項および第3項から第5項までならびに第126条の規定に基づく戸籍の謄本または抄本の交付	戸籍の謄本・抄本交付手数料	1通につき450円	交付申請のとき。	3 戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項および第3項から第5項までならびに第126条の規定に基づく戸籍の謄本または抄本の交付	戸籍の謄本・抄本交付手数料	1通につき450円	交付申請のとき。
5 戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項および第3項から第5項までならびに第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	戸籍記載事項証明書交付手数料	証明事項1件につき350円	交付申請のとき。	4 戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項および第3項から第5項までならびに第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	戸籍記載事項証明書交付手数料	証明事項1件につき350円	交付申請のとき。
6 戸籍法第12条の2および第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本または抄本の交付	除籍の謄本・抄本交付手数料	1通につき750円	交付申請のとき。	5 戸籍法第12条の2および第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本または抄本の交付	除籍の謄本・抄本交付手数料	1通につき750円	交付申請のとき。
7 戸籍法第12条の2および第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	除籍記載事項証明書交付手数料	証明事項1件につき450円	交付申請のとき。	6 戸籍法第12条の2および第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	除籍記載事項証明書交付手数料	証明事項1件につき450円	交付申請のとき。
8 戸籍法第48条第1項（同法第117条に	届出または申請受理証	1通につき350円（婚姻、離婚、	交付申請のとき。	7 戸籍法第48条第1項（同法第117条に	届出または申請受理証	1通につき350円（婚姻、離婚、	交付申請のとき。

新					旧				
	において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出または申請の受理の証明書の交付	明書交付手数料	養子縁組、養子離縁または認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1通につき1,400円)			において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出または申請の受理の証明書の交付	明書交付手数料	養子縁組、養子離縁または認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1通につき1,400円)	
9	戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）および第126条の規定に基づく届書その他区長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付	届書等記載事項証明書交付手数料	1通につき350円	交付申請のとき。	8	戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）および第126条の規定に基づく届書その他区長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付	届書等記載事項証明書交付手数料	1通につき350円	交付申請のとき。
10	戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他区長の受理した書類の閲覧	届書等閲覧手数料	閲覧人1人書類1件につき350円	閲覧のとき。	9	戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他区長の受理した書類の閲覧	届書等閲覧手数料	閲覧人1人書類1件につき350円	閲覧のとき。
11	戸籍法第120条第1項および第126条の規定に基づく磁	戸籍の全部・個人・一部事項証	1通につき450円（多機能端末機による戸籍	交付申請のとき。	10	戸籍法第120条第1項および第126条の規定に基づく磁	戸籍の全部・個人・一部事項証	1通につき450円（多機能端末機による戸籍	交付申請のとき。

新				旧					
	気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部または一部を証明した書面の交付	明書交付手数料	の全部・個人事項証明書の交付にあつては、1通につき350円)		気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部または一部を証明した書面の交付	明書交付手数料	の全部・個人事項証明書の交付にあつては、1通につき350円)		
12	戸籍法第120条第1項および第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部または一部を証明した書面の交付	除籍の全部・個人・一部事項証明書交付手数料	1通につき750円	交付申請のとき。	11	戸籍法第120条第1項および第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部または一部を証明した書面の交付	除籍の全部・個人・一部事項証明書交付手数料	1通につき750円	交付申請のとき。
13	戸籍または除かれた戸籍の存しないことの証明	不在籍証明手数料	1通につき300円	申請のとき。	12	戸籍または除かれた戸籍の存しないことの証明	不在籍証明手数料	1通につき300円	申請のとき。
14	墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第8条の規定による埋葬許可証、改葬許可証または火葬許可証を交付したことの証明	埋火葬許可証交付済証明手数料	1通につき300円	申請のとき。	13	墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第8条の規定による埋葬許可証、改葬許可証または火葬許可証を交付したことの証明	埋火葬許可証交付済証明手数料	1通につき300円	申請のとき。
15	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条の2第1項の規定に基づく	住民基本台帳閲覧手数料	閲覧人1人1通につき100円（住民記録一覧表の閲覧の	閲覧請求のとき（住民記録一覧表	14	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条の2第1項の規定に基づく	住民基本台帳閲覧手数料	閲覧人1人1通につき100円（住民記録一覧表の閲覧の	閲覧請求のとき（住民記録一覧表

新					旧				
	住民基本台帳の一部の写しの閲覧		場合にあつては、閲覧人1人30分につき3,000円)	の閲覧の場合にあつては、閲覧のとき。)		住民基本台帳の一部の写しの閲覧		場合にあつては、閲覧人1人30分につき3,000円)	の閲覧の場合にあつては、閲覧のとき。)
16	住民基本台帳法第12条第1項、第12条の3第1項および第2項ならびに第12条の4第1項の規定に基づく住民票の写しまたは住民票に記載した事項に関する証明書の交付	住民票の写しまたは住民票記載事項証明書交付手数料	1通につき300円（多機能端末機による住民票の写しの交付にあつては、1通につき200円）	交付申請のとき。	15	住民基本台帳法第12条第1項、第12条の3第1項および第2項ならびに第12条の4第1項の規定に基づく住民票の写しまたは住民票に記載した事項に関する証明書の交付	住民票の写しまたは住民票記載事項証明書交付手数料	1通につき300円（多機能端末機による住民票の写しの交付にあつては、1通につき200円）	交付申請のとき。
17	<u>住民基本台帳法第15条の4第1項、第3項および第4項の規定に基づく除票の写しまたは除票に記載した事項に関する証明書の交付</u>	<u>除票の写しまたは除票記載事項証明書交付手数料</u>	<u>1通につき300円</u>	<u>交付申請のとき。</u>					
18	住民基本台帳法第20条第1項、第3項および第4項の規定に基づく戸籍の附票の写しの交付	戸籍の附票の写しの交付手数料	1通につき300円（多機能端末機による交付にあつては、1通につき200円）	交付申請のとき。	16	住民基本台帳法第20条第1項、第3項および第4項の規定に基づく戸籍の附票の写しの交付	戸籍の附票の写しの交付手数料	1通につき300円（多機能端末機による交付にあつては、1通につき200円）	交付申請のとき。

新				旧			
<u>19 住民基本台帳法 第21条の3第1項、第 3項および第4項の 規定に基づく戸籍 の附票の除票の写 しの交付</u>	<u>戸籍の附票 の除票の写 しの交付手 数料</u>	<u>1通につき300 円</u>	<u>交付申請 のとき。</u>				
<u>20 住民基本台帳に 記載がないことの 証明</u>	不在住証明 手数料	1通につき300 円	申請のとき。	17 住民基本台帳に 記載がないことの 証明	不在住証明 手数料	1通につき300 円	申請のとき。
<u>21 行政手続におけ る特定の個人を識 別するための番号 の利用等に関する 法律に規定する個 人番号、個人番号カ ード、特定個人情報 の提供等に関する 省令（平成26年総務 省令第85号）第28 条第1項の規定に基 づく個人番号カー ドの再交付</u>	個人番号カ ード再交付 手数料	1件につき800 円	再交付申 請のとき。	18 行政手続におけ る特定の個人を識 別するための番号 の利用等に関する 法律に規定する個 人番号、個人番号カ ード、特定個人情報 の提供等に関する 省令（平成26年総務 省令第85号）第28 条第1項の規定に基 づく個人番号カー ドの再交付	個人番号カ ード再交付 手数料	1件につき800 円	再交付申 請のとき。
<u>(削除)</u>				<u>19 品川区認可地縁 団体の印鑑登録に 関する規則（平成5 年品川区規則第1 号）第13条第2項の 規定に基づく印鑑 登録証明書の交付</u>	<u>認可地縁団 体印鑑登録 証明書交付 手数料</u>	<u>1通につき300 円</u>	<u>交付申請 のとき。</u>

第23号議案関係資料

品川区手数料条例の一部を改正する条例

1. 改正理由

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」(以下「建築物省エネ法」)が令和3年4月1日に一部改正施行されることに伴い、品川区手数料条例の改正を行う必要があるため。

2. 改正内容

(1) 省エネ基準適合義務の対象拡大に伴う手数料見直し

建築物省エネ法の改正により、省エネ基準への適合が義務付けられる建築物の対象範囲が拡大される(現行法ではオフィスや店舗等の非住宅部分が2,000m²以上の建築物が対象だが、改正後は300m²以上となる)。これに伴い、手数料の面積区分を細分化する。

(2) 省エネ性能の評価方法の追加

省エネ性能の評価方法には、モデル建物法や標準入力法等が認められていたが、新たに「BEST省エネツール」を使用した評価方法が追加された。これに伴い、この評価方法による申請手数料を追加する。

3. 改正する手数料[別紙1]

- | | | |
|--|---------------|------------|
| (1) 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料 | 別表 60 の 2 | (P. 1～17) |
| (2) 低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料 | 別表 60 の 3 | (P. 17～33) |
| (3) 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 | 別表 60 の 3 の 2 | (P. 33～44) |
| (4) 建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 | 別表 60 の 3 の 3 | (P. 44～51) |
| (5) 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 | 別表 60 の 4 | (P. 52～64) |
| (6) 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料 | 別表 60 の 5 | (P. 64～74) |
| (7) 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料 | 別表 60 の 6 | (P. 74～82) |
| (8) 建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明手数料 | 別表 60 の 7 | (P. 82～90) |

4. 施行期日

令和3年4月1日

品川区手数料条例新旧対照表（案）

新				旧			
○品川区手数料条例 平成12年 3 月28日 条例第 5 号 （手数料を徴収する事務等） 第 2 条 手数料を徴収する事務、名称、金額および徴収時期は、別表のとおりとする。この場合において、当該手数料の金額は、同表に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては 1 件についてのものとする。 （第 2 項および第 3 項省略） <u>付 則</u> <u>この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。</u> 別表（第 2 条関係） （5） 都市環境部関係				○品川区手数料条例 平成12年 3 月28日 条例第 5 号 （手数料を徴収する事務等） 第 2 条 手数料を徴収する事務、名称、金額および徴収時期は、別表のとおりとする。この場合において、当該手数料の金額は、同表に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては 1 件についてのものとする。 （第 2 項および第 3 項省略） 別表（第 2 条関係） （5） 都市環境部関係			
事務	名称	金額	徴収時期	事務	名称	金額	徴収時期
60の2 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	次に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）の一の建築物の申請の場合の手数料の額は、第1号ウ、エおよびオまたは第2号ウ、エおよびオに掲げる	認定申請のとき。	60の2 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	次に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）の一の建築物の申請の場合の手数料の額は、第1号ウ、エおよびオまたは第2号ウ、エおよびオに掲げる	認定申請のとき。

新					旧				
			額の合計額（第1号エもしくはオもしくは第2号エもしくはオに規定する部分が存在しない場合または第1号エもしくは第2号エに規定する部分を除く場合は、当該部分に係る手数料の額を除いた額）とし、共同住宅等の住戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時にする場合の額は、一の建築物の申請の場合により算出した額）とし、認定申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について1の項に掲げる額（認定申請に係る計画に特定構造計算基準等適合審査をする部分				額の合計額（第1号エもしくはオもしくは第2号エもしくはオに規定する部分が存在しない場合または第1号エもしくは第2号エに規定する部分を除く場合は、当該部分に係る手数料の額を除いた額）とし、共同住宅等の住戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時にする場合の額は、一の建築物の申請の場合により算出した額）とし、認定申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について1の項に掲げる額（認定申請に係る計画に特定構造計算基準等適合審査をする部分		

新					旧				
			が含まれる場合においては特定構造計算基準等適合審査をする部分ごとに1の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について2の項または3の項に掲げる額の手数料を加えた額 (1) 認定申請に併せて区長が指定する者が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合 (アからウまで省略) エ 共同住宅等				が含まれる場合においては特定構造計算基準等適合審査をする部分ごとに1の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について2の項または3の項に掲げる額の手数料を加えた額 (1) 認定申請に併せて区長が指定する者が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合 (アからウまで省略) エ 共同住宅等		

新					旧				
			のうち一の建築物の共用廊下等の部分 （住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他の共用部分をいう。以下同じ。）に係る申請のとき。 （ア） 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの 9,300円 （イ） 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、<u>1,000平方メートル以内のもの 16,000円</u> <u>（ウ） 当該部分の床面積の合計が</u>				のうち一の建築物の共用廊下等の部分 （住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他の共用部分をいう。以下同じ。）に係る申請のとき。 （ア） 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの 9,300円 （イ） 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、<u>2,000平方メートル以内のもの 26,000円</u>		

新					旧				
			<u>1,000平方</u> <u>メートルを</u> <u>超え、2,00</u> <u>0平方メー</u> <u>トル以内の</u> <u>もの 26,0</u> <u>00円</u>						
			<u>(エ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 2,000平方 メートルを 超え、5,00 0平方メー トル以内の もの 80,0 00円					<u>(ウ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 2,000平方 メートルを 超え、5,00 0平方メー トル以内の もの 80,0 00円	
			<u>(オ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 5,000平方 メートルを 超え、10,0 00平方メ ートル以内 のもの 1 26,000円					<u>(エ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 5,000平方 メートルを 超え、10,0 00平方メ ートル以内 のもの 1 26,000円	
			<u>(カ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 10,000平方					<u>(オ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 10,000平方	

新					旧				
			メートルを 超え、25,0 00平方メ ートル以内 のもの 1 60,000円 <u>(キ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 25,000平方 メートルを 超えるもの 200,000 円 オ 共同住宅等 のうち一の建 築物の住宅で ない部分（住 戸の部分およ び共用廊下等 の部分以外の 部分をいう。 以下同じ。） に係る申請の とき。 (ア) 当該 部分の床面 積の合計が 300平方メ ートル以内 のもの 9,				メートルを 超え、25,0 00平方メ ートル以内 のもの 1 60,000円 <u>(カ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 25,000平方 メートルを 超えるもの 200,000 円 オ 共同住宅等 のうち一の建 築物の住宅で ない部分（住 戸の部分およ び共用廊下等 の部分以外の 部分をいう。 以下同じ。） に係る申請の とき。 (ア) 当該 部分の床面 積の合計が 300平方メ ートル以内 のもの 9,		

新					旧				
			300円 (イ) 当該 部分の床面 積の合計が 300平方メ ートルを超 え、 <u>1,000</u> <u>平方メート</u> <u>ル以内のも</u> <u>の 16,000</u> <u>円</u> <u>(ウ) 当該</u> <u>部分の床面</u> <u>積の合計が</u> <u>1,000平方</u> <u>メートルを</u> <u>超え、2,00</u> <u>0平方メー</u> <u>トル以内の</u> <u>もの 26,0</u> <u>00円</u> <u>(エ) 当該</u> 部分の床面 積の合計が 2,000平方 メートルを 超え、5,00 0平方メー トル以内の もの 80,0 00円					300円 (イ) 当該 部分の床面 積の合計が 300平方メ ートルを超 え、 <u>2,000</u> <u>平方メート</u> <u>ル以内のも</u> <u>の 26,000</u> <u>円</u> <u>(ウ) 当該</u> 部分の床面 積の合計が 2,000平方 メートルを 超え、5,00 0平方メー トル以内の もの 80,0 00円	

新					旧				
			<u>(オ)</u> 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 1 26,000円 <u>(カ)</u> 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 1 60,000円 <u>(キ)</u> 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 200,000円 カ 一戸建ての住宅および共同住宅等以外				<u>(エ)</u> 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 1 26,000円 <u>(オ)</u> 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 1 60,000円 <u>(カ)</u> 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 200,000円 カ 一戸建ての住宅および共同住宅等以外		

新					旧				
			の建築物 (ア) 建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの 9,300円 (イ) 建築物の延べ面積が300平方メートルを超え、 <u>1,000平方メートル以内</u> のもの <u>1</u> <u>6,000円</u> <u>(ウ) 建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの</u> <u>26,000円</u> <u>(エ) 建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方</u>				の建築物 (ア) 建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの 9,300円 (イ) 建築物の延べ面積が300平方メートルを超え、 <u>2,000平方メートル以内</u> のもの <u>2</u> <u>6,000円</u> <u>(ウ) 建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方</u>		

新					旧				
			メートル以 内のもの 80,000円 <u>(オ)</u> 建築 物の延べ面 積が5,000 平方メー トルを超え、1 0,000平方 メートル以 内のもの 126,000円 <u>(カ)</u> 建築 物の延べ面 積が10,000 平方メー トルを超え、2 5,000平方 メートル以 内のもの 160,000円 <u>(キ)</u> 建築 物の延べ面 積が25,000 平方メー トルを超える もの 200, 000円 (2) 第1号の場合 以外の場合 (アからウまで				メートル以 内のもの 80,000円 <u>(エ)</u> 建築 物の延べ面 積が5,000 平方メー トルを超え、1 0,000平方 メートル以 内のもの 126,000円 <u>(オ)</u> 建築 物の延べ面 積が10,000 平方メー トルを超え、2 5,000平方 メートル以 内のもの 160,000円 <u>(カ)</u> 建築 物の延べ面 積が25,000 平方メー トルを超える もの 200, 000円 (2) 第1号の場合 以外の場合 (アからウまで		

新					旧				
			省略) エ 共同住宅等 のうち一の建 築物の共用廊 下等の部分に 係る申請のと き。 (ア) 当該 部分の床面 積の合計が 300平方メ ートル以内 のもの 1 09,000円 (イ) 当該 部分の床面 積の合計が 300平方メ ートルを超 え、 <u>1,000</u> <u>平方メート</u> <u>ル</u> 以内のも の <u>138.00</u> <u>0円</u> <u>(ウ) 当該</u> <u>部分の床面</u> <u>積の合計が</u> <u>1,000平方</u> <u>メートルを</u> <u>超え、2,00</u> <u>0平方メー</u>				省略) エ 共同住宅等 のうち一の建 築物の共用廊 下等の部分に 係る申請のと き。 (ア) 当該 部分の床面 積の合計が 300平方メ ートル以内 のもの 1 09,000円 (イ) 当該 部分の床面 積の合計が 300平方メ ートルを超 え、 <u>2,000</u> <u>平方メート</u> <u>ル</u> 以内のも の <u>180.00</u> <u>0円</u>		

新					旧				
			<u>トル以内の もの 180, 000円</u> <u>(エ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 2,000平方 メートルを 超え、5,00 0平方メー トル以内の もの 280, 000円 <u>(オ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 5,000平方 メートルを 超え、10,0 00平方メ ートル以内 のもの 3 59,000円 <u>(カ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 10,000平方 メートルを 超え、25,0 00平方メ ートル以内				<u>(ウ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 2,000平方 メートルを 超え、5,00 0平方メー トル以内の もの 280, 000円 <u>(エ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 5,000平方 メートルを 超え、10,0 00平方メ ートル以内 のもの 3 59,000円 <u>(オ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 10,000平方 メートルを 超え、25,0 00平方メ ートル以内		

新					旧				
			のもの 4 29,000円 <u>(キ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 25,000平方 メートルを 超えるもの 500,000 円 オ 共同住宅等 のうち一の建 築物の住宅で ない部分に係 る申請のと き。 (ア) 当該 部分の床面 積の合計が 300平方メ ートル以内 のもの 2 42,000円 (イ) 当該 部分の床面 積の合計が 300平方メ ートルを超 え、<u>1,000</u> <u>平方メート</u> <u>ル</u>以内のも				のもの 4 29,000円 <u>(カ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 25,000平方 メートルを 超えるもの 500,000 円 オ 共同住宅等 のうち一の建 築物の住宅で ない部分に係 る申請のと き。 (ア) 当該 部分の床面 積の合計が 300平方メ ートル以内 のもの 2 42,000円 (イ) 当該 部分の床面 積の合計が 300平方メ ートルを超 え、<u>2,000</u> <u>平方メート</u> <u>ル</u>以内のも		

新					旧				
			<u>の 300,00</u> <u>0円</u> <u>(ウ) 当該</u> <u>部分の床面</u> <u>積の合計が</u> <u>1,000平方</u> <u>メートルを</u> <u>超え、2,00</u> <u>0平方メー</u> <u>トル以内の</u> <u>もの 384,</u> <u>000円</u> <u>(エ) 当該</u> 部分の床面 積の合計が 2,000平方 メートルを 超え、5,00 0平方メー トル以内の もの 546, 000円 <u>(オ) 当該</u> 部分の床面 積の合計が 5,000平方 メートルを 超え、10,0 00平方メ ートル以内 のもの 6				<u>の 384,00</u> <u>0円</u> <u>(ウ) 当該</u> 部分の床面 積の合計が 2,000平方 メートルを 超え、5,00 0平方メー トル以内の もの 546, 000円 <u>(エ) 当該</u> 部分の床面 積の合計が 5,000平方 メートルを 超え、10,0 00平方メ ートル以内 のもの 6		

新					旧				
			70,000円 <u>(カ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 10,000平方 メートルを 超え、25,0 00平方メ ートル以内 のもの 7 89,000円 <u>(キ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 25,000平方 メートルを 超えるもの 900,000 円 カ 一戸建ての 住宅および共 同住宅等以外 の建築物 (ア) 建築 物の延べ面 積が300平 方メートル 以内のもの 242,000 円 (イ) 建築				70,000円 <u>(オ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 10,000平方 メートルを 超え、25,0 00平方メ ートル以内 のもの 7 89,000円 <u>(カ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 25,000平方 メートルを 超えるもの 900,000 円 カ 一戸建ての 住宅および共 同住宅等以外 の建築物 (ア) 建築 物の延べ面 積が300平 方メートル 以内のもの 242,000 円 (イ) 建築		

新			旧		
		物の延べ面積が300平方メートルを超え、<u>1,000平方メートル以内のもの 300,000円</u> <u>(ウ) 建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 384,000円</u> <u>(エ) 建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 546,000円</u> <u>(オ) 建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え、1</u>			物の延べ面積が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 384,000円 <u>(ウ) 建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 546,000円</u> <u>(エ) 建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え、1</u>

新				旧			
			0,000平方メートル以内のもの 670,000円 <u>(カ)</u> 建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 789,000円 <u>(キ)</u> 建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの 900,000円			0,000平方メートル以内のもの 670,000円 <u>(オ)</u> 建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 789,000円 <u>(カ)</u> 建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの 900,000円	
60の3 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	次に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（共同住宅等の一の建築物の申請の場合の手数料の額は、第1号ウ、エおよびオまたは第2号ウ、エおよびオに掲げる額の合計額（第1号エもしくはオもしくは第	変更認定申請のとき。	60の3 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	次に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（共同住宅等の一の建築物の申請の場合の手数料の額は、第1号ウ、エおよびオまたは第2号ウ、エおよびオに掲げる額の合計額（第1号エもしくはオもしくは第	変更認定申請のとき。

新					旧				
			2号エもしくはオに規定する部分が存在しない場合または第1号エもしくは第2号エに規定する部分を除く場合は、当該部分に係る手数料の額を除いた額)とし、共同住宅等の住戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時にする場合の額は、一の建築物の申請の場合により算出した額)とし、変更認定申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について1の項に掲げる額(認定申請に係る計画に特定構造計算基準等適合審査をする部分が含まれる				2号エもしくはオに規定する部分が存在しない場合または第1号エもしくは第2号エに規定する部分を除く場合は、当該部分に係る手数料の額を除いた額)とし、共同住宅等の住戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時にする場合の額は、一の建築物の申請の場合により算出した額)とし、変更認定申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について1の項に掲げる額(認定申請に係る計画に特定構造計算基準等適合審査をする部分が含まれる		

新				旧			
			場合においては特定構造計算基準等適合審査をする部分ごとに1の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について2の項または3の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額 (1) 認定申請に併せて区長が指定する者が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合（アからウまで省略） エ 共同住宅等のうちの建				場合においては特定構造計算基準等適合審査をする部分ごとに1の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について2の項または3の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額 (1) 認定申請に併せて区長が指定する者が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合（アからウまで省略） エ 共同住宅等のうちの建

新					旧				
			建築物の共用廊 下等の部分に 係る申請のと き。 (ア) 当該 部分の床面 積の合計が 300平方メ ートル以内 のもの 6, 500円 (イ) 当該 部分の床面 積の合計が 300平方メ ートルを超 え、 <u>1,000</u> <u>平方メート</u> <u>ル以内のも</u> <u>の 11,000</u> <u>円</u> <u>(ウ) 当該部</u> <u>分の床面積</u> <u>の合計が1,</u> <u>000平方メ</u> <u>ートルを超</u> <u>え、2,000</u> <u>平方メート</u> <u>ル以内のも</u> <u>の 18,000</u> <u>円</u>				建築物の共用廊 下等の部分に 係る申請のと き。 (ア) 当該 部分の床面 積の合計が 300平方メ ートル以内 のもの 6, 500円 (イ) 当該 部分の床面 積の合計が 300平方メ ートルを超 え、 <u>2,000</u> <u>平方メート</u> <u>ル以内のも</u> <u>の 18,000</u> <u>円</u>		

新					旧				
			<u>(エ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 2,000平方 メートルを 超え、5,00 0平方メー トル以内の もの 56,0 00円				<u>(ウ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 2,000平方 メートルを 超え、5,00 0平方メー トル以内の もの 56,0 00円		
			<u>(オ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 5,000平方 メートルを 超え、10,0 00平方メ ートル以内 のもの 8 8,000円				<u>(エ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 5,000平方 メートルを 超え、10,0 00平方メ ートル以内 のもの 8 8,000円		
			<u>(カ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 10,000平方 メートルを 超え、25,0 00平方メ ートル以内 のもの 1 12,000円				<u>(オ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 10,000平方 メートルを 超え、25,0 00平方メ ートル以内 のもの 1 12,000円		
			<u>(キ)</u> 当該				<u>(カ)</u> 当該		

新					旧				
			部分の床面積の合計が 25,000平方メートルを超えるもの 140,000円 オ 共同住宅等 のうちの建築物の住宅でない部分に係る申請のとき。 (ア) 当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以内のもの 6,500円 (イ) 当該部分の床面積の合計が 300平方メートルを超え、 <u>1,000平方メートル</u> 以内のもの <u>11,000円</u> <u>(ウ) 当該部</u>				部分の床面積の合計が 25,000平方メートルを超えるもの 140,000円 オ 共同住宅等 のうちの建築物の住宅でない部分に係る申請のとき。 (ア) 当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以内のもの 6,500円 (イ) 当該部分の床面積の合計が 300平方メートルを超え、 <u>2,000平方メートル</u> 以内のもの <u>18,000円</u>		

新					旧				
			<u>分の床面積</u> <u>の合計が1,</u> <u>000平方メ</u> <u>ートルを超</u> <u>え、2,000</u> <u>平方メート</u> <u>ル以内のも</u> <u>の 18,000</u> <u>円</u>						
			<u>(エ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 2,000平方 メートルを 超え、5,00 0平方メー トル以内の もの 56,0 00円					<u>(ウ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 2,000平方 メートルを 超え、5,00 0平方メー トル以内の もの 56,0 00円	
			<u>(オ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 5,000平方 メートルを 超え、10,0 00平方メ ートル以内 のもの 8 8,000円					<u>(エ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 5,000平方 メートルを 超え、10,0 00平方メ ートル以内 のもの 8 8,000円	
			<u>(カ)</u> 当該 部分の床面					<u>(オ)</u> 当該 部分の床面	

新					旧				
			積の合計が 10,000平方 メートルを 超え、25,0 00平方メ ートル以内 のもの 1 12,000円 (キ) 当該 部分の床面 積の合計が 25,000平方 メートルを 超えるもの 140,000 円 カ 一戸建ての 住宅および共 同住宅等以外 の建築物 (ア) 建築 物の延べ面 積が300平 方メートル 以内のもの 6,500円 (イ) 建築 物の延べ面 積が300平 方メートル を超え、1					積の合計が 10,000平方 メートルを 超え、25,0 00平方メ ートル以内 のもの 1 12,000円 (カ) 当該 部分の床面 積の合計が 25,000平方 メートルを 超えるもの 140,000 円 カ 一戸建ての 住宅および共 同住宅等以外 の建築物 (ア) 建築 物の延べ面 積が300平 方メートル 以内のもの 6,500円 (イ) 建築 物の延べ面 積が300平 方メートル を超え、2	

新					旧				
			<u>000平方メ</u> <u>ートル以内</u> もの <u>1</u> <u>1,000円</u> <u>(ウ) 建築物</u> <u>の延べ面積</u> <u>が1,000平</u> <u>方メートル</u> <u>を超え、2,</u> <u>000平方メ</u> <u>ートル以内</u> もの <u>1</u> <u>8,000円</u> <u>(エ)</u> 建築 物の延べ面 積が2,000 平方メート ルを超え、 5,000平方 メートル以 内のもの 56,000円 <u>(オ)</u> 建築 物の延べ面 積が5,000 平方メート ルを超え、1 0,000平方 メートル以 内のもの 88,000円				<u>000平方メ</u> <u>ートル以内</u> もの <u>1</u> <u>8,000円</u> <u>(ウ)</u> 建築 物の延べ面 積が2,000 平方メート ルを超え、 5,000平方 メートル以 内のもの 56,000円 <u>(エ)</u> 建築 物の延べ面 積が5,000 平方メート ルを超え、1 0,000平方 メートル以 内のもの 88,000円		

新					旧				
			<u>(カ)</u> 建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 112,000円 <u>(キ)</u> 建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの 140,000円 (2) 第1号の場合以外の場合 (アからウまで省略) エ 共同住宅等 のうちの建築物の共用廊下等の部分に係る申請のとき。 (ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内				<u>(オ)</u> 建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 112,000円 <u>(カ)</u> 建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの 140,000円 (2) 第1号の場合以外の場合 (アからウまで省略) エ 共同住宅等 のうちの建築物の共用廊下等の部分に係る申請のとき。 (ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内		

新					旧				
			のもの 5 7,000円 (イ) 当該 部分の床面 積の合計が 300平方メ ートルを超 え、<u>1,000</u> <u>平方メート</u> <u>ル</u>以内のも の <u>72,000</u> <u>円</u> <u>(ウ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が <u>1,000平方</u> <u>メートルを</u> <u>超え、2,00</u> <u>0平方メー</u> <u>トル以内の</u> <u>もの 96,0</u> <u>00円</u> <u>(エ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 2,000平方 メートルを 超え、5,00 0平方メー トル以内の もの 156,				のもの 5 7,000円 (イ) 当該 部分の床面 積の合計が 300平方メ ートルを超 え、<u>2,000</u> <u>平方メート</u> <u>ル</u>以内のも の <u>96,000</u> <u>円</u> <u>(ウ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 2,000平方 メートルを 超え、5,00 0平方メー トル以内の もの 156,		

新					旧				
			000円 <u>(オ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 5,000平方 メートルを 超え、10,0 00平方メ ートル以内 のもの 2 05,000円 <u>(カ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 10,000平方 メートルを 超え、25,0 00平方メ ートル以内 のもの 2 47,000円 <u>(キ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 25,000平方 メートルを 超えるもの 290,000 円 オ 共同住宅等 のうちの建				000円 <u>(エ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 5,000平方 メートルを 超え、10,0 00平方メ ートル以内 のもの 2 05,000円 <u>(オ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 10,000平方 メートルを 超え、25,0 00平方メ ートル以内 のもの 2 47,000円 <u>(カ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 25,000平方 メートルを 超えるもの 290,000 円 オ 共同住宅等 のうちの建		

新					旧				
			建築物の住宅で ない部分に係 る申請のと き。 (ア) 当該 部分の床面 積の合計が 300平方メ ートル以内 のもの 1 23,000円 (イ) 当該 部分の床面 積の合計が 300平方メ ートルを超 え、 <u>1,000</u> <u>平方メート</u> <u>ル以内のも</u> <u>の 154,00</u> <u>0円</u> (ウ) <u>当該部</u> <u>分の床面積</u> <u>の合計が1,</u> <u>000平方メ</u> <u>ートルを超</u> <u>え、2,000</u> <u>平方メート</u> <u>ル以内のも</u> <u>の 198,00</u> <u>0円</u>					建築物の住宅で ない部分に係 る申請のと き。 (ア) 当該 部分の床面 積の合計が 300平方メ ートル以内 のもの 1 23,000円 (イ) 当該 部分の床面 積の合計が 300平方メ ートルを超 え、 <u>2,000</u> <u>平方メート</u> <u>ル以内のも</u> <u>の 198,00</u> <u>0円</u>	

新					旧				
			<u>(エ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 2,000平方 メートルを 超え、5,00 0平方メー トル以内の もの 290, 000円				<u>(ウ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 2,000平方 メートルを 超え、5,00 0平方メー トル以内の もの 290, 000円		
			<u>(オ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 5,000平方 メートルを 超え、10,0 00平方メ ートル以内 のもの 3 61,000円				<u>(エ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 5,000平方 メートルを 超え、10,0 00平方メ ートル以内 のもの 3 61,000円		
			<u>(カ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 10,000平方 メートルを 超え、25,0 00平方メ ートル以内 のもの 4 27,000円				<u>(オ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 10,000平方 メートルを 超え、25,0 00平方メ ートル以内 のもの 4 27,000円		
			<u>(キ)</u> 当該				<u>(カ)</u> 当該		

新					旧				
			部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 491,000円 カ 一戸建ての住宅および共同住宅等以外の建築物 (ア) 建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの 123,000円 (イ) 建築物の延べ面積が300平方メートルを超え、 <u>1,000平方メートル</u> 以内のもの <u>154,000円</u> (ウ) <u>建築物の延べ面積が1,000平方メートル</u>				部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 491,000円 カ 一戸建ての住宅および共同住宅等以外の建築物 (ア) 建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの 123,000円 (イ) 建築物の延べ面積が300平方メートルを超え、 <u>2,000平方メートル</u> 以内のもの <u>198,000円</u>		

新					旧				
			<u>ルを超え、</u> <u>2,000平方</u> <u>メートル以</u> <u>内のもの</u> <u>198,000円</u> <u>(エ)</u> 建築 物の延べ面 積が2,000 平方メー トルを超え、 5,000平方 メートル以 内のもの 290,000円 <u>(オ)</u> 建築 物の延べ面 積が5,000 平方メー トルを超え、1 0,000平方 メートル以 内のもの 361,000円 <u>(カ)</u> 建築 物の延べ面 積が10,000 平方メー トルを超え、2 5,000平方 メートル以 内のもの				<u>(ウ)</u> 建築 物の延べ面 積が2,000 平方メー トルを超え、 5,000平方 メートル以 内のもの 290,000円 <u>(エ)</u> 建築 物の延べ面 積が5,000 平方メー トルを超え、1 0,000平方 メートル以 内のもの 361,000円 <u>(オ)</u> 建築 物の延べ面 積が10,000 平方メー トルを超え、2 5,000平方 メートル以 内のもの		

新					旧				
			427,000円 <u>(キ)</u> 建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの 491,000円				427,000円 <u>(カ)</u> 建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの 491,000円		
60の3の2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第12条第1項または第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	次に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（手数料の算出において、複合建築物（住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。60の4の項から60の6の項までにおいて同じ。）と非住宅部分（同条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この項から60の7の項までにおいて同じ。）とを含む建築物をいう。次項および60の7の項において同じ。）の共用部	計画提出または計画通知のとき。		60の3の2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第12条第1項または第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	次に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（手数料の算出において、複合建築物（住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。60の4の項から60の6の項までにおいて同じ。）と非住宅部分（同条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この項から60の7の項までにおいて同じ。）とを含む建築物をいう。次項および60の7の項において同じ。）の共用部	計画提出または計画通知のとき。	

新				旧			
			分は、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合に、非住宅部分として取り扱うこととし、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第4条第1項に規定する内部に間仕切壁または戸を有しない階またはその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有する建築物の手数料の額は、当該部分を含む非住宅部分の床面積の合計により算出した額とし、非住宅				分は、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合に、非住宅部分として取り扱うこととし、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第4条第1項に規定する内部に間仕切壁または戸を有しない階またはその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有する建築物の手数料の額は、当該部分を含む非住宅部分の床面積の合計により算出した額とし、非住宅

新				旧			
			部分の一部に工場等（工場、危険物の貯蔵または処理に供するもの、水産物の増殖場または養殖場、倉庫、卸売市場および火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下この項、次項および60の7の項において同じ。）の用途を含む一の建築物の手数料の額は、非住宅部分の用途が工場等のみの場合以外の非住宅部分の場合により算出した額とし、特定建築行為（同法第11条第1項に規定する特定建築行為をいう。次項および60の7の項において同じ。）に該当する増築または改築（同法附則第3条第1項の規定が適				部分の一部に工場等（工場、危険物の貯蔵または処理に供するもの、水産物の増殖場または養殖場、倉庫、卸売市場および火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下この項、次項および60の7の項において同じ。）の用途を含む一の建築物の手数料の額は、非住宅部分の用途が工場等のみの場合以外の非住宅部分の場合により算出した額とし、特定建築行為（同法第11条第1項に規定する特定建築行為をいう。次項および60の7の項において同じ。）に該当する増築または改築（同法附則第3条第1項の規定が適

新				旧			
			用される特定増改築を除く。)を行う場合の手数料の額は、当該増築または改築に係る部分の床面積の合計に応じて算出した額とし、同法第34条第3項に規定する他の建築物（以下「他の建築物」という。）について、建築物エネルギー消費性能向上計画認定（以下この項、次項および60の5の項において「性能向上計画認定」という。）を受けた場合（エネルギー消費性能の評価方法が性能向上計画認定と同じ場合に限る。）の手数料の額は、第1号に掲げる額と同額） (1) 非住宅部分 の用途が工場等 のみの場合 ア 当該部分の				用される特定増改築を除く。)を行う場合の手数料の額は、当該増築または改築に係る部分の床面積の合計に応じて算出した額とし、同法第29条第3項に規定する他の建築物（以下「他の建築物」という。）について、建築物エネルギー消費性能向上計画認定（以下この項、次項および60の5の項において「性能向上計画認定」という。）を受けた場合（エネルギー消費性能の評価方法が性能向上計画認定と同じ場合に限る。）の手数料の額は、第1号に掲げる額と同額） (1) 非住宅部分 の用途が工場等 のみの場合 ア 当該部分の

新			旧		
		床面積の合計が300平方メートル以上<u>1,000平方メートル未満のもの 16,700円</u> <u>イ</u> 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの <u>27,100円</u> <u>ロ</u> 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 80,400円 <u>ハ</u> 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 128,000円 <u>ニ</u> 当該部分の			床面積の合計が300平方メートル以上<u>2,000平方メートル未満のもの 27,100円</u> <u>イ</u> 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 80,400円 <u>ロ</u> 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 128,000円 <u>ハ</u> 当該部分の

新					旧				
			床面積の合計 が10,000平方 メートル以上 25,000平方メ ートル未満の もの 161,00 0円 <u>カ</u> 当該部分の 床面積の合計 が25,000平方 メートル以上 のもの 201, 000円 (2) 非住宅部分 の用途が工場等 のみの場合以外 の非住宅部分の 場合 ア モデル建物 法（建築物エ ネルギー消費 性能基準等を 定める省令 （平成28年 経済産業省・ 国土交通省令 第1号。 <u>この</u> <u>項、60の4の</u> <u>項および60</u> の6の項にお いて「省令」				床面積の合計 が10,000平方 メートル以上 25,000平方メ ートル未満の もの 161,00 0円 <u>オ</u> 当該部分の 床面積の合計 が25,000平方 メートル以上 のもの 201, 000円 (2) 非住宅部分 の用途が工場等 のみの場合以外 の非住宅部分の 場合 ア モデル建物 法（建築物エ ネルギー消費 性能基準等を 定める省令 （平成28年 経済産業省・ 国土交通省令 第1号。 <u>60の4</u> <u>の項および6</u> 0の6の項に おいて「省令」 という。）第1		

新					旧				
			という。)第1条第1項第1号イの一次エネルギー消費量(以下この項および60の4の項において「一次エネルギー消費量」という。)の算出に用いるべき標準的な建築物を用いて評価する方法をいう。次項、60の6の項および60の7の項において同じ。)によるとき。 (ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上<u>1,000平方メートル未</u>満のもの<u>110,700円</u> <u>(イ) 当該部分の床面積</u>				条第1項第1号イの一次エネルギー消費量(以下この項および60の4の項において「一次エネルギー消費量」という。)の算出に用いるべき標準的な建築物を用いて評価する方法をいう。次項、60の6の項および60の7の項において同じ。)によるとき。 (ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上<u>2,000平方メートル未</u>満のもの<u>145,700円</u>		

新					旧				
			<u>の合計が1,</u> <u>000平方メ</u> <u>ートル以上</u> <u>2,000平方</u> <u>メートル未</u> <u>満のもの</u> <u>145,700円</u> <u>(ウ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 2,000平方 メートル以 上5,000平 方メートル 未満のもの 235,700 円 <u>(エ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 5,000平方 メートル以 上10,000平 方メートル 未満のもの 309,000 円 <u>(オ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 10,000平方					<u>(イ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 2,000平方 メートル以 上5,000平 方メートル 未満のもの 235,700 円 <u>(ウ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 5,000平方 メートル以 上10,000平 方メートル 未満のもの 309,000 円 <u>(エ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 10,000平方 メートル以	

新					旧				
			メートル以上25,000平方メートル未満のもの 371,000円 <u>(カ)</u> 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 435,000円 イ 標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量を用いて評価する方法をいう。次項、60の6の項および60の7の項において同じ。）による とき <u>(省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣が</u>				上25,000平方メートル未満のもの 371,000円 <u>(オ)</u> 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 435,000円 イ 標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量を用いて評価する方法をいう。次項、60の6の項および60の7の項において同じ。）による とき。		

新					旧				
			<u>エネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合を含む。次項、60の6の項および60の7の項において同じ。)</u> 。 (ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上 <u>1,000平方メートル未満のもの</u> <u>284,400円</u> (イ) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上 <u>2,000平方</u>					(ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上 <u>2,000平方メートル未満のもの</u> <u>367,100円</u>	

新					旧				
			<u>メートル未</u> <u>満のもの</u> <u>367,100円</u> <u>(ウ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 2,000平方 メートル以 上5,000平 方メートル 未満のもの 523,700 円 <u>(エ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 5,000平方 メートル以 上10,000平 方メートル 未満のもの 646,000 円 <u>(オ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 10,000平方 メートル以 上25,000平 方メートル 未満のもの				<u>(イ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 2,000平方 メートル以 上5,000平 方メートル 未満のもの 523,700 円 <u>(ウ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 5,000平方 メートル以 上10,000平 方メートル 未満のもの 646,000 円 <u>(エ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 10,000平方 メートル以 上25,000平 方メートル 未満のもの		

新					旧				
			763,000 円 <u>(カ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 25,000平方 メートル以 上のもの 871,000円				763,000 円 <u>(オ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 25,000平方 メートル以 上のもの 871,000円		
60の3の3 建築物の エネルギー消費性 能の向上に関する 法律第12条第2項 または第13条第3 項の規定に基づく 建築物エネルギー 消費性能確保計画 の変更に係る建築 物エネルギー消費 性能適合性判定	建築物エ ネルギー 消費性能 確保計画 の変更に 係る建築 物エネル ギー消費 性能適合 性判定手 数料	次に掲げる区分に 応じて、次に掲げ る額（手数料の算 出において、複合 建築物の共用部分 は、居住者以外の 者のみが利用する 部分の床面積の合 計が居住者のみが 利用する部分の床 面積の合計より大 きくなる場合に、 非住宅部分として 取り扱うことと し、建築物のエネ ルギー消費性能の 向上に関する法律 施行令第4条第1項 に規定する内部に 間仕切壁または戸 を有しない階また はその一部であっ	変更計 画提出 または 変更計 画通知 のと き。		60の3の3 建築物の エネルギー消費性 能の向上に関する 法律第12条第2項 または第13条第3 項の規定に基づく 建築物エネルギー 消費性能確保計画 の変更に係る建築 物エネルギー消費 性能適合性判定	建築物エ ネルギー 消費性能 確保計画 の変更に 係る建築 物エネル ギー消費 性能適合 性判定手 数料	次に掲げる区分に 応じて、次に掲げ る額（手数料の算 出において、複合 建築物の共用部分 は、居住者以外の 者のみが利用する 部分の床面積の合 計が居住者のみが 利用する部分の床 面積の合計より大 きくなる場合に、 非住宅部分として 取り扱うことと し、建築物のエネ ルギー消費性能の 向上に関する法律 施行令第4条第1項 に規定する内部に 間仕切壁または戸 を有しない階また はその一部であっ	変更計 画提出 または 変更計 画通知 のと き。	

新				旧			
			て、その床面積に 対する常時外気に 開放された開口部 の面積の合計の割 合が20分の1以上 であるものに該当 する部分を有する 建築物の手数料の 額は、当該部分を 含む非住宅部分の 床面積の合計によ り算出した額と し、非住宅部分の 一部に工場等の用 途を含む一の建築 物の手数料の額 は、非住宅部分の 用途が工場等のみ の場合以外の非住 宅部分の場合によ り算出した額と し、特定建築行為 に該当する増築ま たは改築（建築物 のエネルギー消費 性能の向上に関す る法律附則第3条 第1項の規定が適 用される特定増改 築を除く。）を行 う場合の手数料の				て、その床面積に 対する常時外気に 開放された開口部 の面積の合計の割 合が20分の1以上 であるものに該当 する部分を有する 建築物の手数料の 額は、当該部分を 含む非住宅部分の 床面積の合計によ り算出した額と し、非住宅部分の 一部に工場等の用 途を含む一の建築 物の手数料の額 は、非住宅部分の 用途が工場等のみ の場合以外の非住 宅部分の場合によ り算出した額と し、特定建築行為 に該当する増築ま たは改築（建築物 のエネルギー消費 性能の向上に関す る法律附則第3条 第1項の規定が適 用される特定増改 築を除く。）を行 う場合の手数料の

新				旧				
			額は、当該増築または改築に係る部分の床面積の合計に応じて算出した額とし、他の建築物について、性能向上計画認定を受けた場合（エネルギー消費性能の評価方法が性能向上計画認定と同じ場合に限る。）の手数料の額は、第1号に掲げる額と同額） (1) 非住宅部分の用途が工場等のみの場合 ア 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上 <u>1,000平方メートル未満のもの</u> の <u>11,800円</u> イ <u>当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の</u>				額は、当該増築または改築に係る部分の床面積の合計に応じて算出した額とし、他の建築物について、性能向上計画認定を受けた場合（エネルギー消費性能の評価方法が性能向上計画認定と同じ場合に限る。）の手数料の額は、第1号に掲げる額と同額） (1) 非住宅部分の用途が工場等のみの場合 ア 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上 <u>2,000平方メートル未満のもの</u> の <u>19,100円</u>	

新					旧				
			<u>もの 19,100</u> <u>円</u> <u>立</u> 当該部分の 床面積の合計 が2,000平方 メートル以上 5,000平方メ ートル未満の もの 56,400 円 <u>エ</u> 当該部分の 床面積の合計 が5,000平方 メートル以上 10,000平方メ ートル未満の もの 90,000 円 <u>オ</u> 当該部分の 床面積の合計 が10,000平方 メートル以上 25,000平方メ ートル未満の もの 113,00 0円 <u>カ</u> 当該部分の 床面積の合計 が25,000平方 メートル以上 のもの 141,				<u>イ</u> 当該部分の 床面積の合計 が2,000平方 メートル以上 5,000平方メ ートル未満の もの 56,400 円 <u>立</u> 当該部分の 床面積の合計 が5,000平方 メートル以上 10,000平方メ ートル未満の もの 90,000 円 <u>エ</u> 当該部分の 床面積の合計 が10,000平方 メートル以上 25,000平方メ ートル未満の もの 113,00 0円 <u>オ</u> 当該部分の 床面積の合計 が25,000平方 メートル以上 のもの 141,		

新					旧				
			000円 (2) 非住宅部分 の用途が工場等 のみの場合以外 の非住宅部分の 場合 ア モデル建物 法によると き。 (ア) 当該 部分の床面 積の合計が 300平方メ ートル以上 <u>1,000平方</u> <u>メートル未</u> <u>満のもの</u> <u>77,600円</u> <u>(イ) 当該</u> <u>部分の床面</u> <u>積の合計が</u> <u>1,000平方</u> <u>メートル以</u> <u>上2,000平</u> <u>方メートル</u> <u>未満のもの</u> <u>102,100</u> <u>円</u> <u>(ウ) 当該</u> 部分の床面 積の合計が				000円 (2) 非住宅部分 の用途が工場等 のみの場合以外 の非住宅部分の 場合 ア モデル建物 法によると き。 (ア) 当該 部分の床面 積の合計が 300平方メ ートル以上 <u>2,000平方</u> <u>メートル未</u> <u>満のもの</u> <u>102,100円</u> <u>(イ) 当該</u> 部分の床面 積の合計が		

新					旧				
			2,000平方 メートル以 上5,000平 方メートル 未満のもの 165,100 円 <u>(エ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 5,000平方 メートル以 上10,000平 方メートル 未満のもの 216,000 円 <u>(オ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 10,000平方 メートル以 上25,000平 方メートル 未満のもの 260,000 円 <u>(カ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 25,000平方				2,000平方 メートル以 上5,000平 方メートル 未満のもの 165,100 円 <u>(ウ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 5,000平方 メートル以 上10,000平 方メートル 未満のもの 216,000 円 <u>(エ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 10,000平方 メートル以 上25,000平 方メートル 未満のもの 260,000 円 <u>(オ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 25,000平方		

新					旧				
			メートル以上のもの 305,000円 イ 標準入力法等によるとき。 (ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上 <u>1,000平方メートル未</u> <u>満のもの</u> <u>199,200円</u> <u>(イ) 当該</u> <u>部分の床面積の合計が</u> <u>1,000平方メートル以</u> <u>上2,000平方メートル</u> <u>未満のもの</u> <u>257,100円</u> <u>(ウ) 当該</u> 部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平				メートル以上のもの 305,000円 イ 標準入力法等によるとき。 (ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上 <u>2,000平方メートル未</u> <u>満のもの</u> <u>257,100円</u> <u>(イ) 当該</u> 部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平		

新					旧				
			方メートル 未満のもの 366,700 円				方メートル 未満のもの 366,700 円		
			<u>(エ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 5,000平方 メートル以 上10,000平 方メートル 未満のもの 453,000 円				<u>(ウ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 5,000平方 メートル以 上10,000平 方メートル 未満のもの 453,000 円		
			<u>(オ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 10,000平方 メートル以 上25,000平 方メートル 未満のもの 535,000 円				<u>(エ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 10,000平方 メートル以 上25,000平 方メートル 未満のもの 535,000 円		
			<u>(カ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 25,000平方 メートル以 上のもの 610,000円				<u>(オ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 25,000平方 メートル以 上のもの 610,000円		

新				旧			
60の4 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	次に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（一の建築物の申請の場合の手数料の額は、住宅部分の額（共同住宅の共用部分を除く場合の手数料の額は、当該申請に係る床面積から当該共用部分の床面積を除いた床面積により算出した額）および非住宅部分の額を合算した額（住宅部分または非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。）とし、同一の建築物において住戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時にする場合の手数料の額は、一の建築物の申請の場合により算出した額とし、住宅部分および非住宅部分を有する建築物の非	認定申請のとき。	60の4 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	次に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（一の建築物の申請の場合の手数料の額は、住宅部分の額（共同住宅の共用部分を除く場合の手数料の額は、当該申請に係る床面積から当該共用部分の床面積を除いた床面積により算出した額）および非住宅部分の額を合算した額（住宅部分または非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。）とし、同一の建築物において住戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時にする場合の手数料の額は、一の建築物の申請の場合により算出した額とし、住宅部分および非住宅部分を有する建築物の非	認定申請のとき。

新				旧			
			住宅部分のみを申請する場合の手数料の額は、当該非住宅部分の床面積の合計を一の建築物の申請の場合における非住宅部分の床面積の合計とみなして算出した額とし、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項に規定する申請建築物に自他供給型熱源機器等（同項に規定する自他供給型熱源機器等をいう。）を設ける場合の手数料の額は、当該申請建築物における一の建築物の手数料の額および他の建築物における一の建築物の手数料の額を合算した額)とし、認定申請に併せて同法第35条第2項の規定に基づく申出があった場合に				住宅部分のみを申請する場合の手数料の額は、当該非住宅部分の床面積の合計を一の建築物の申請の場合における非住宅部分の床面積の合計とみなして算出した額とし、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項に規定する申請建築物に自他供給型熱源機器等（同項に規定する自他供給型熱源機器等をいう。）を設ける場合の手数料の額は、当該申請建築物における一の建築物の手数料の額および他の建築物における一の建築物の手数料の額を合算した額)とし、認定申請に併せて同法第30条第2項の規定に基づく申出があった場合に

新				旧			
			おいては、一の建築物について1の項に掲げる額（認定申請に係る計画に特定構造計算基準等適合審査をする部分が含まれる場合においては特定構造計算基準等適合審査をする部分ごとに1の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について2の項または3の項に掲げる額の手数料を加えた額）に相当する額を加えた額 (1) 認定申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律<u>第35条第1項各号</u>に掲げる基準に適合していること				おいては、一の建築物について1の項に掲げる額（認定申請に係る計画に特定構造計算基準等適合審査をする部分が含まれる場合においては特定構造計算基準等適合審査をする部分ごとに1の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について2の項または3の項に掲げる額の手数料を加えた額）に相当する額を加えた額 (1) 認定申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律<u>第30条第1項各号</u>に掲げる基準に適合していること

新					旧				
			を示す書類として 区長が定める ものが提出され た場合 (アからウまで 省略) エ 一戸建て住 宅以外の建築 物のうち一の 建築物の非住 宅部分に係る 申請のとき。 (ア) 当該 部分の床面 積の合計が 300平方メ ートル未満 のもの 9, 700円 (イ) 当該 部分の床面 積の合計が 300平方メ ートル以上 <u>1,000平方</u> <u>メートル未</u> <u>満のもの</u> <u>16,700円</u> <u>(ウ) 当該</u> <u>部分の床面</u> <u>積の合計が</u>				を示す書類とし て区長が定める ものが提出され た場合 (アからウまで 省略) エ 一戸建て住 宅以外の建築 物のうち一の 建築物の非住 宅部分に係る 申請のとき。 (ア) 当該 部分の床面 積の合計が 300平方メ ートル未満 のもの 9, 700円 (イ) 当該 部分の床面 積の合計が 300平方メ ートル以上 <u>2,000平方</u> <u>メートル未</u> <u>満のもの</u> <u>27,100円</u>		

新					旧				
			<u>1,000平方</u> <u>メートル以</u> <u>上2,000平</u> <u>方メートル</u> <u>未満のもの</u> <u>27,100円</u>						
			<u>(エ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 2,000平方 メートル以 上5,000平 方メートル 未満のもの 80,400円					<u>(ウ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 2,000平方 メートル以 上5,000平 方メートル 未満のもの 80,400円	
			<u>(オ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 5,000平方 メートル以 上10,000平 方メートル 未満のもの 128,000 円					<u>(エ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 5,000平方 メートル以 上10,000平 方メートル 未満のもの 128,000 円	
			<u>(カ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 10,000平方 メートル以 上25,000平					<u>(オ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 10,000平方 メートル以 上25,000平	

新					旧				
			方メートル 未満のもの 161,000 円 <u>(キ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 25,000平方 メートル以 上のもの 201,000円 (2) 第1号以外の 場合 (アからウまで 省略) エ 一戸建て住 宅以外の建築 物のうち一の 建築物の非住 宅部分に係る モデル建物法 (一次エネル ギー消費量の 算出に用いる べき標準的な 建築物および 省令第10条 第1号イ(1)の 屋内周囲空間 の年間熱負荷 (以下この項				方メートル 未満のもの 161,000 円 <u>(カ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 25,000平方 メートル以 上のもの 201,000円 (2) 第1号以外の 場合 (アからウまで 省略) エ 一戸建て住 宅以外の建築 物のうち一の 建築物の非住 宅部分に係る モデル建物法 (一次エネル ギー消費量の 算出に用いる べき標準的な 建築物および 省令第10条 第1号イ(1)の 屋内周囲空間 の年間熱負荷 (以下この項		

新					旧				
			において「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。)の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。次項において同じ。)による場合の申請のとき。 (ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 87,100円 (イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上 <u>1,000平方メートル</u>未満のもの <u>110,700円</u>				において「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。)の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。次項において同じ。)による場合の申請のとき。 (ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 87,100円 (イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上 <u>2,000平方メートル</u>未満のもの <u>145,700円</u>		

新					旧				
			<u>(ウ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 1,000平方 メートル以 上2,000平 方メートル 未満のもの 145,700 円						
			<u>(エ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 2,000平方 メートル以 上5,000平 方メートル 未満のもの 235,700 円				<u>(ウ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 2,000平方 メートル以 上5,000平 方メートル 未満のもの 235,700 円		
			<u>(オ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 5,000平方 メートル以 上10,000平 方メートル 未満のもの 309,000 円				<u>(エ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 5,000平方 メートル以 上10,000平 方メートル 未満のもの 309,000 円		
			<u>(カ)</u> 当該				<u>(オ)</u> 当該		

新					旧				
			部分の床面積の合計が 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 371,000円 <u>(キ)</u> 当該部分の床面積の合計が 25,000平方メートル以上のもの 435,000円 オ 一戸建て住宅以外の建築物のうち一の建築物の非住宅部分に係る標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量および屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法を				部分の床面積の合計が 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 371,000円 <u>(カ)</u> 当該部分の床面積の合計が 25,000平方メートル以上のもの 435,000円 オ 一戸建て住宅以外の建築物のうち一の建築物の非住宅部分に係る標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量および屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法を		

新					旧				
			いう。次項において同じ。） による場合の申請のとき <u>（省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられ、かつ、省令第10条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が建築物</u>					いう。次項において同じ。） による場合の申請のとき。	

新					旧				
			<u>のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合を含む。次項において同じ。）。</u> (ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 2 27,100円 (イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上 <u>1,000平方メートル未満のもの</u> <u>284,400円</u> <u>(ウ) 当該部分の床面積の合計が1,000平方</u>				(ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 2 27,100円 (イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上 <u>2,000平方メートル未満のもの</u> <u>367,100円</u>		

新					旧				
			<u>メートル以</u> <u>上2,000平</u> <u>方メートル</u> <u>未満のもの</u> <u>367,100</u> <u>円</u>						
			<u>(エ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 2,000平方 メートル以 上5,000平 方メートル 未満のもの 523,700 円					<u>(ウ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 2,000平方 メートル以 上5,000平 方メートル 未満のもの 523,700 円	
			<u>(オ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 5,000平方 メートル以 上10,000平 方メートル 未満のもの 646,000 円					<u>(エ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 5,000平方 メートル以 上10,000平 方メートル 未満のもの 646,000 円	
			<u>(カ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 10,000平方 メートル以					<u>(オ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 10,000平方 メートル以	

新					旧				
			上25,000平方メートル未満のもの 763,000円 <u>(キ)</u> 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 871,000円				上25,000平方メートル未満のもの 763,000円 <u>(カ)</u> 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 871,000円		
60の5 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 <u>第36条第1項</u> の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	次に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（一の建築物の申請の場合の手数料の額は、住宅部分の額（共同住宅の共用部分を除く場合の手数料の額は、当該申請に係る床面積から当該共用部分の床面積を除いた床面積により算出した額）および非住宅部分の額を合算した額（住宅部分または非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額	変更認定申請のとき。	60の5 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 <u>第31条第1項</u> の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	次に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（一の建築物の申請の場合の手数料の額は、住宅部分の額（共同住宅の共用部分を除く場合の手数料の額は、当該申請に係る床面積から当該共用部分の床面積を除いた床面積により算出した額）および非住宅部分の額を合算した額（住宅部分または非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額	変更認定申請のとき。		

新				旧			
			は合算しない。)とし、同一の建築物において住戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時にする場合の手数料の額は、一の建築物の申請の場合により算出した額とし、住宅部分および非住宅部分を有する建築物の非住宅部分のみを申請する場合の手数料の額は、当該非住宅部分の床面積の合計を一の建築物の申請の場合における非住宅部分の床面積の合計とみなして算出した額とし、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項に規定する認定建築主が認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更（建築物のエネルギー消費				は合算しない。)とし、同一の建築物において住戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時にする場合の手数料の額は、一の建築物の申請の場合により算出した額とし、住宅部分および非住宅部分を有する建築物の非住宅部分のみを申請する場合の手数料の額は、当該非住宅部分の床面積の合計を一の建築物の申請の場合における非住宅部分の床面積の合計とみなして算出した額とし、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項に規定する認定建築主が認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更（建築物のエネルギー消費

新				旧			
			性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第26条に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更を除く。）を行う場合の手数料の額は、変更のある一の建築物の手数料の額を合算した額（性能向上計画認定を受けた計画に、新たに他の建築物を加える場合の手数料の額は、前項に掲げる額と同額）とし、認定申請に併せて同法第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について1の項に掲げる額（認定申請に係る計画に特定構造計算基準等適合審				性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第26条に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更を除く。）を行う場合の手数料の額は、変更のある一の建築物の手数料の額を合算した額（性能向上計画認定を受けた計画に、新たに他の建築物を加える場合の手数料の額は、前項に掲げる額と同額）とし、認定申請に併せて同法第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について1の項に掲げる額（認定申請に係る計画に特定構造計算基準等適合審

新				旧			
			査をする部分が含まれる場合においては特定構造計算基準等適合審査をする部分ごとに1の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について2の項または3の項に掲げる額の手数料を加えた額)に相当する額を加えた額 (1) 認定申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律<u>第36条第2項</u>において準用する同法<u>第35条第1項各号</u>に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出				査をする部分が含まれる場合においては特定構造計算基準等適合審査をする部分ごとに1の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について2の項または3の項に掲げる額の手数料を加えた額)に相当する額を加え (1) 認定申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律<u>第31条第2項</u>において準用する同法<u>第30条第1項各号</u>に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出

新					旧				
			された場合 (アからウまで 省略) エ 一戸建て住 宅以外の建築 物のうち一の 建築物の非住 宅部分に係る 申請のとき。 (ア) 当該 部分の床面 積の合計が 300平方メ ートル未満 のもの 6, 900円 (イ) 当該 部分の床面 積の合計が 300平方メ ートル以上 <u>1,000平方</u> <u>メートル未</u> 満のもの <u>11,800円</u> <u>(ウ) 当該</u> <u>部分の床面</u> <u>積の合計が</u> <u>1,000平方</u> <u>メートル以</u> <u>上2,000平</u>				された場合 (アからウまで 省略) エ 一戸建て住 宅以外の建築 物のうち一の 建築物の非住 宅部分に係る 申請のとき。 (ア) 当該 部分の床面 積の合計が 300平方メ ートル未満 のもの 6, 900円 (イ) 当該 部分の床面 積の合計が 300平方メ ートル以上 <u>2,000平方</u> <u>メートル未</u> 満のもの <u>19,100円</u>		

新					旧				
			<u>方メートル</u> <u>未満のもの</u> <u>19,100円</u> <u>(エ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 2,000平方 メートル以 上5,000平 方メートル 未満のもの 56,400円 <u>(オ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 5,000平方 メートル以 上10,000平 方メートル 未満のもの 90,000円 <u>(カ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 10,000平方 メートル以 上25,000平 方メートル 未満のもの 113,000 円				<u>(ウ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 2,000平方 メートル以 上5,000平 方メートル 未満のもの 56,400円 <u>(エ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 5,000平方 メートル以 上10,000平 方メートル 未満のもの 90,000円 <u>(オ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 10,000平方 メートル以 上25,000平 方メートル 未満のもの 113,000 円		

新					旧				
			<u>(キ)</u> 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 141,000円 (2) 第1号以外の場合 (アからウまで省略) エ 一戸建て住宅以外の建築物のうち一の建築物の非住宅部分に係るモデル建物法による場合の申請のとき。 (ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 6 1,100円 (イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上				<u>(カ)</u> 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 141,000円 (2) 第1号以外の場合 (アからウまで省略) エ 一戸建て住宅以外の建築物のうち一の建築物の非住宅部分に係るモデル建物法による場合の申請のとき。 (ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 6 1,100円 (イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上		

新					旧				
			<u>1,000平方</u> <u>メートル未</u> <u>満のもの</u> <u>77,600円</u> <u>(ウ) 当該</u> <u>部分の床面</u> <u>積の合計が</u> <u>1,000平方</u> <u>メートル以</u> <u>上2,000平</u> <u>方メートル</u> <u>未満のもの</u> <u>102,100</u> <u>円</u> <u>(エ) 当該</u> <u>部分の床面</u> <u>積の合計が</u> <u>2,000平方</u> <u>メートル以</u> <u>上5,000平</u> <u>方メートル</u> <u>未満のもの</u> <u>165,100</u> <u>円</u> <u>(オ) 当該</u> <u>部分の床面</u> <u>積の合計が</u> <u>5,000平方</u> <u>メートル以</u> <u>上10,000平</u> <u>方メートル</u>				<u>2,000平方</u> <u>メートル未</u> <u>満のもの</u> <u>102,100円</u> <u>(ウ) 当該</u> <u>部分の床面</u> <u>積の合計が</u> <u>2,000平方</u> <u>メートル以</u> <u>上5,000平</u> <u>方メートル</u> <u>未満のもの</u> <u>165,100</u> <u>円</u> <u>(エ) 当該</u> <u>部分の床面</u> <u>積の合計が</u> <u>5,000平方</u> <u>メートル以</u> <u>上10,000平</u> <u>方メートル</u>		

新					旧				
			未満のもの 216,000 円 <u>(カ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 10,000平方 メートル以 上25,000平 方メートル 未満のもの 260,000 円 <u>(キ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 25,000平方 メートル以 上のもの 305,000円 オ 一戸建て住 宅以外の建築 物のうち一の 建築物の非住 宅部分に係る 標準入力法等 による場合の 申請のとき。 (ア) 当該 部分の床面 積の合計が				未満のもの 216,000 円 <u>(オ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 10,000平方 メートル以 上25,000平 方メートル 未満のもの 260,000 円 <u>(カ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 25,000平方 メートル以 上のもの 305,000円 オ 一戸建て住 宅以外の建築 物のうち一の 建築物の非住 宅部分に係る 標準入力法等 による場合の 申請のとき。 (ア) 当該 部分の床面 積の合計が		

新					旧				
			300平方メートル未満のもの 1 59,100円 (イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上 <u>1,000平方メートル未満のもの</u> <u>199,200円</u> <u>(ウ) 当該部分の床面積の合計が</u> <u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> <u>257,100円</u> <u>(エ) 当該部分の床面積の合計が</u> 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの				300平方メートル未満のもの 1 59,100円 (イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上 <u>2,000平方メートル未満のもの</u> <u>257,100円</u> <u>(ウ) 当該部分の床面積の合計が</u> 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		

新				旧			
		366,700 円 <u>(オ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 5,000平方 メートル以 上10,000平 方メートル 未満のもの 453,000 円 <u>(カ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 10,000平方 メートル以 上25,000平 方メートル 未満のもの 535,000 円 <u>(キ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 25,000平方 メートル以 上のもの 610,000円				366,700 円 <u>(エ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 5,000平方 メートル以 上10,000平 方メートル 未満のもの 453,000 円 <u>(オ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 10,000平方 メートル以 上25,000平 方メートル 未満のもの 535,000 円 <u>(カ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 25,000平方 メートル以 上のもの 610,000円	
60の6 建築物のエ ネルギー消費性能	建築物エ ネルギー	次に掲げる区分に 応じて、次に掲げ	認定申 請のと	60の6 建築物のエ ネルギー消費性能	建築物エ ネルギー	次に掲げる区分に 応じて、次に掲げ	認定申 請のと

新					旧				
	の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査	消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料	る額（住宅部分の額（共同住宅の共用部分を除く場合の手数料の額は、当該申請に係る床面積から当該共用部分の床面積を除いた床面積により算出した額）および非住宅部分の額を合算した額（住宅部分または非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。）） (1) 認定申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合 (アおよびイ省略)	き。		の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査	消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料	る額（住宅部分の額（共同住宅の共用部分を除く場合の手数料の額は、当該申請に係る床面積から当該共用部分の床面積を除いた床面積により算出した額）および非住宅部分の額を合算した額（住宅部分または非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。）） (1) 認定申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合 (アおよびイ省略)	き。

新					旧				
			ウ 一戸建て住宅以外の建築物の非住宅部分のとき。 (ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,700円 (イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上 <u>1,000平方メートル未満のもの</u> <u>16,700円</u> <u>(ウ) 当該部分の床面積の合計が</u> <u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> <u>27,100円</u> <u>(エ) 当該部分の床面</u>				ウ 一戸建て住宅以外の建築物の非住宅部分のとき。 (ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,700円 (イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上 <u>2,000平方メートル未満のもの</u> <u>27,100円</u> <u>(ウ) 当該部分の床面</u>		

新					旧				
			積の合計が 2,000平方 メートル以 上5,000平 方メートル 未満のもの 80,400円 <u>(オ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 5,000平方 メートル以 上10,000平 方メートル 未満のもの 128,000 円 <u>(カ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 10,000平方 メートル以 上25,000平 方メートル 未満のもの 161,000 円 <u>(キ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 25,000平方				積の合計が 2,000平方 メートル以 上5,000平 方メートル 未満のもの 80,400円 <u>(エ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 5,000平方 メートル以 上10,000平 方メートル 未満のもの 128,000 円 <u>(オ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 10,000平方 メートル以 上25,000平 方メートル 未満のもの 161,000 円 <u>(カ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 25,000平方		

新					旧				
			メートル以上のもの 201,000円 (2) 第1号以外の 場合 (アからカまで 省略) キ 一戸建て住宅 以外の建築物 の非住宅部 分であってモ デル建物法に よる場合の申 請のとき。 (ア) 当該 部分の床面 積の合計が 300平方メ ートル未満 のもの 8 7,100円 (イ) 当該 部分の床面 積の合計が 300平方メ ートル以上 <u>1,000平方</u> <u>メートル未</u> 満のもの <u>110,700円</u> <u>(ウ) 当該</u>				メートル以上のもの 201,000円 (2) 第1号以外の 場合 (アからカまで 省略) キ 一戸建て住宅 以外の建築物 の非住宅部 分であってモ デル建物法に よる場合の申 請のとき。 (ア) 当該 部分の床面 積の合計が 300平方メ ートル未満 のもの 8 7,100円 (イ) 当該 部分の床面 積の合計が 300平方メ ートル以上 <u>2,000平方</u> <u>メートル未</u> 満のもの <u>145,700円</u>		

新					旧				
			<u>部分の床面積の合計が</u> <u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> <u>145,700</u> <u>円</u>						
			<u>(エ)</u> 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 235,700 円				<u>(ウ)</u> 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 235,700 円		
			<u>(オ)</u> 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 309,000 円				<u>(エ)</u> 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 309,000 円		
			<u>(カ)</u> 当該部分の床面積				<u>(オ)</u> 当該部分の床面積		

新					旧				
			積の合計が 10,000平方 メートル以 上25,000平 方メートル 未満のもの 371,000 円 <u>(キ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 25,000平方 メートル以 上のもの 435,000円 ク 一戸建て住 宅以外の建築 物の非住宅部 分であって標 準入力法等に よる場合の申 請のとき。 (ア) 当該 部分の床面 積の合計が 300平方メ ートル未満 のもの 2 27,100円 (イ) 当該 部分の床面				積の合計が 10,000平方 メートル以 上25,000平 方メートル 未満のもの 371,000 円 <u>(カ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 25,000平方 メートル以 上のもの 435,000円 ク 一戸建て住 宅以外の建築 物の非住宅部 分であって標 準入力法等に よる場合の申 請のとき。 (ア) 当該 部分の床面 積の合計が 300平方メ ートル未満 のもの 2 27,100円 (イ) 当該 部分の床面		

新				旧			
			積の合計が 300平方メ ートル以上 <u>1,000平方</u> <u>メートル未</u> 満のもの <u>284,400円</u> <u>(ウ) 当該</u> <u>部分の床面</u> <u>積の合計が</u> <u>1,000平方</u> <u>メートル以</u> <u>上2,000平</u> <u>方メートル</u> <u>未満のもの</u> <u>367,100</u> <u>円</u> <u>(エ) 当該</u> 部分の床面 積の合計が 2,000平方 メートル以 上5,000平 方メートル 未満のもの 523,700 円 <u>(オ) 当該</u> 部分の床面 積の合計が 5,000平方				積の合計が 300平方メ ートル以上 <u>2,000平方</u> <u>メートル未</u> 満のもの <u>367,100円</u> <u>(ウ) 当該</u> 部分の床面 積の合計が 2,000平方 メートル以 上5,000平 方メートル 未満のもの 523,700 円 <u>(エ) 当該</u> 部分の床面 積の合計が 5,000平方

新				旧			
		メートル以上10,000平方メートル未満のもの 646,000円 <u>(カ)</u> 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 763,000円 <u>(キ)</u> 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 871,000円				メートル以上10,000平方メートル未満のもの 646,000円 <u>(オ)</u> 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 763,000円 <u>(カ)</u> 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 871,000円	
60の7 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更している	次に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（手数料の算出において、複合建築物の共用部分は、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合	交付申請のとき。	60の7 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更している	次に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（手数料の算出において、複合建築物の共用部分は、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合	交付申請のとき。

新				旧			
に該当していること の証明	ことの証明 手数料	計が居住者のみが 利用する部分の床 面積の合計より大 きくなる場合に、 非住宅部分として 取り扱うことと し、建築物のエネ ルギー消費性能の 向上に関する法律 施行令第4条第1項 に規定する内部に 間仕切壁または戸 を有しない階また はその一部であっ て、その床面積に 対する常時外気に 開放された開口部 の面積の合計の割 合が20分の1以上 であるものに該当 する部分を有する 建築物の手数料の 額は、当該部分を 含む非住宅部分の 床面積の合計によ り算出した額と し、非住宅部分の 一部に工場等の用 途を含む一の建築 物の手数料の額は、非住宅部分の		に該当していること の証明	ことの証明 手数料	計が居住者のみが 利用する部分の床 面積の合計より大 きくなる場合に、 非住宅部分として 取り扱うことと し、建築物のエネ ルギー消費性能の 向上に関する法律 施行令第4条第1項 に規定する内部に 間仕切壁または戸 を有しない階また はその一部であっ て、その床面積に 対する常時外気に 開放された開口部 の面積の合計の割 合が20分の1以上 であるものに該当 する部分を有する 建築物の手数料の 額は、当該部分を 含む非住宅部分の 床面積の合計によ り算出した額と し、非住宅部分の 一部に工場等の用 途を含む一の建築 物の手数料の額は、非住宅部分の	

新					旧				
			用途が工場等のみの場合以外の非住宅部分の場合により算出した額とし、特定建築行為に該当する増築または改築（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律附則第3条第1項の規定が適用される特定増改築を除く。）を行う場合の手数料の額は、当該増築または改築に係る部分の床面積の合計に応じて算出した額） (1) 非住宅部分の用途が工場等のみの場合 ア 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上<u>1,000平方メートル</u>未満のもの <u>11,800円</u> イ <u>当該部分の床面積の合計</u>				用途が工場等のみの場合以外の非住宅部分の場合により算出した額とし、特定建築行為に該当する増築または改築（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律附則第3条第1項の規定が適用される特定増改築を除く。）を行う場合の手数料の額は、当該増築または改築に係る部分の床面積の合計に応じて算出した額） (1) 非住宅部分の用途が工場等のみの場合 ア 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上<u>2,000平方メートル</u>未満のもの <u>19,100円</u>		

新					旧				
			<u>が1,000平方 メートル以上 2,000平方メ ートル未満の もの 19,100 円</u>						
			<u>ウ</u> 当該部分の 床面積の合計 が2,000平方 メートル以上 5,000平方メ ートル未満の もの 56,400 円					<u>イ</u> 当該部分の 床面積の合計 が2,000平方 メートル以上 5,000平方メ ートル未満の もの 56,400 円	
			<u>エ</u> 当該部分の 床面積の合計 が5,000平方 メートル以上 10,000平方メ ートル未満の もの 90,000 円					<u>ウ</u> 当該部分の 床面積の合計 が5,000平方 メートル以上 10,000平方メ ートル未満の もの 90,000 円	
			<u>オ</u> 当該部分の 床面積の合計 が10,000平方 メートル以上 25,000平方メ ートル未満の もの 113,00 0円					<u>エ</u> 当該部分の 床面積の合計 が10,000平方 メートル以上 25,000平方メ ートル未満の もの 113,00 0円	
			<u>カ</u> 当該部分の					<u>オ</u> 当該部分の	

新					旧				
			床面積の合計 が25,000平方 メートル以上 のもの 141, 000円 (2) 非住宅部分 の用途が工場等 のみの場合以外 の非住宅部分の 場合 ア モデル建物 法によると き。 (ア) 当該 部分の床面 積の合計が 300平方メ ートル以上 <u>1,000平方</u> <u>メートル未</u> <u>満のもの</u> <u>77,600円</u> <u>(イ) 当該</u> <u>部分の床面</u> <u>積の合計が</u> <u>1,000平方</u> <u>メートル以</u> <u>上2,000平</u> <u>方メートル</u> <u>未満のもの</u> <u>102,100</u>				床面積の合計 が25,000平方 メートル以上 のもの 141, 000円 (2) 非住宅部分 の用途が工場等 のみの場合以外 の非住宅部分の 場合 ア モデル建物 法によると き。 (ア) 当該 部分の床面 積の合計が 300平方メ ートル以上 <u>2,000平方</u> <u>メートル未</u> <u>満のもの</u> <u>102,100円</u>		

新					旧				
			<u>田</u> <u>(ウ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 2,000平方 メートル以 上5,000平 方メートル 未満のもの 165,100 円				<u>(イ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 2,000平方 メートル以 上5,000平 方メートル 未満のもの 165,100 円		
			<u>(エ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 5,000平方 メートル以 上10,000平 方メートル 未満のもの 216,000 円				<u>(ウ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 5,000平方 メートル以 上10,000平 方メートル 未満のもの 216,000 円		
			<u>(オ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 10,000平方 メートル以 上25,000平 方メートル 未満のもの 260,000 円				<u>(エ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 10,000平方 メートル以 上25,000平 方メートル 未満のもの 260,000 円		

新					旧				
			<u>(カ)</u> 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの305,000円 イ 標準入力法等によるとき。 (ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの199,200円 <u>(イ)</u> 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの257,100円 <u>(ウ)</u> 当該部分の床面				<u>(オ)</u> 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの305,000円 イ 標準入力法等によるとき。 (ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの257,100円 <u>(イ)</u> 当該部分の床面		

新					旧				
			積の合計が 2,000平方 メートル以 上5,000平 方メートル 未満のもの 366,700 円 <u>(エ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 5,000平方 メートル以 上10,000平 方メートル 未満のもの 453,000 円 <u>(オ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 10,000平方 メートル以 上25,000平 方メートル 未満のもの 535,000 円 <u>(カ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が				積の合計が 2,000平方 メートル以 上5,000平 方メートル 未満のもの 366,700 円 <u>(ウ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 5,000平方 メートル以 上10,000平 方メートル 未満のもの 453,000 円 <u>(エ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が 10,000平方 メートル以 上25,000平 方メートル 未満のもの 535,000 円 <u>(オ)</u> 当該 部分の床面 積の合計が		

新					旧				
			25,000平方 メートル以 上のもの 610,000円				25,000平方 メートル以 上のもの 610,000円		
備考 この表は、他の表の適用を受けない事務に係る手数料について適用する。					備考 この表は、他の表の適用を受けない事務に係る手数料について適用する。				